

## 第7期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民からの意見・提案

<対応区分>  
**A: 意見を反映し、案を修正するもの**  
**B: 既に案で対応済みのもの**  
**C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの**  
**D: 意見を反映できなかったもの**  
**E: その他**

※頁及び施策番号は県民コメント実施時の計画(案)から令和6年3月現在の計画へ修正しています。

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
1	15	第1章	1		<p>1:計画策定の趣旨についてきちんと現状を明記してください                      今回、高齢者支援計画、ケアラー支援計画、地域福祉振興計画が、同じ時期にパブリックコメントを行っているので、連携や整合性はどのようになっているのか読んでみた。                      障害者支援計画では、ただ法令や制度を並べ、第6期が終了するので第7期を作るというのみの趣旨だったが、これこそ、障害者の実態と整合性を合わせた内容も記載すべきです。                      また、ほか3計画では、人口が減少(若しくは少子化)と異次元の高齢化、個人や世帯の抱える問題などがあげられています。現在とこれからの社会がどうなる中で、それぞれの計画に関係する人々が生きていくのが書かれているのに対し、障害者支援計画では書かれていません。                      障害を持つ人たちの社会や地域生活の実態が把握できていないという現実が表れているのだと思います。計画策定の趣旨の中に、現状をきちんと把握し、明記してください                      また、そのためにも障害者権利条約や国連の総括所見の中で指摘されているようなことについて、埼玉県としてはどのように向き合うのか(県民の理解や協力という視点ではなく、行政としての責務として)、種子の中に入れる必要があると思います。</p> <p>参考として、                      第2期埼玉県障害者支援計画の「計画策定の趣旨」では、「国においては、障害者基本法に基づく、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)及び「障害者プラン・ノーマライゼーション7か年戦略～(平成8年度から14年度)を策定し障害者福祉施策の推進を図ってきました。                      そしてそれに続く計画として、新たな「障害者基本計画」(平成15年度～24年度)及び同計画に基づく、「重点施策実施5か年計画」を策定しています。                      この「障害者基本計画」は、新長期計画における「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念を継承し、また国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を目指しています。                      県では、平成10年3月に策定した「彩の国障害者プラン～バリアフリー社会をめざして～」に続き、平成5年3月「彩の国障害者プラン21・共に学び共に暮らし社会をめざして～」を策定しました。この計画により、平成15年度から19年度までの5年間を計画期間として障害者施策の推進を図ってきました。                      この間、平成15年度から身体障害者福祉と知的障害者福利及び障害児福祉の分野で支援費制度が施行されました。                      そして平成18年度には、これまでの障害者施策体系を大きく変える障害者自立支援法が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しました。                      障害者自立支援法では、新たな障害福祉サービスの目標値を、平成18年度を初年度と下3か年計画の「障害者福祉計画」として定めることとされました。                      こうした背景を踏まえ、県では「彩の国障害者プラン21」を見直し、平19年3月、「埼玉県障害者支援計画」を策定しました。この計画は、「障害福祉計画」と一体的な計画となっています。そして、障害者施策の一層の推進を図り、障害者が地域の中で共に生活できる「共生社会」の実現を目指すものです。                      第2期埼玉県障害者支援計画は、平成21年度から23年度までを計画期間としています。】                      (以上 第2期埼玉県障害者支援計画 計画策定の趣旨より転載)                      とありました。第3期は手元にありませんでしたが、第4期から現在のような、新たにできた法や計画などの羅列になってしまっていました。                      本来「計画策定の趣旨」は、埼玉県として障害を持つ人の暮らしをどのようにしたいかということが書かれるものだと思います。細かい現状と課題は本編の中にあるとしても、第2期に見られる下線太字部分のような埼玉県の方針が書かれなくてはならないと思います。よろしく願いいたします。</p>	B	御意見の趣旨は、すでに計画案に含まれているものと考えております。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
2	16	第1章	3		現在、パブリックコメントを行っている第9期高齢者支援計画(案)の50ページ「第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進」の現状と課題の中で「地域共生社会＝「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会」と明記されています。 まず共生社会とはなにか。現状の社会はどうか。それに向けてこの計画の基本理念があるのかという順序だてがどこにもありません。 並行して行われている他3つの計画の中で、障害者支援計画で書かれている言葉がちりばめられていますが、大本となる障害者支援計画の中で、障害を持ちながら生活している人たちの実践が書かれていません。	B	御意見の趣旨は、すでに計画案に含まれているものと考えております。	
3	17	第1章	3		■基本理念の書き直しをしてください 「計画策定の趣旨」と同じですが、新たな法や制度を受けて、埼玉県の方針が必要になると思います。もう少し丁寧な記載をお願いします。 高齢者支援計画(案)では地域包括システムを重視し、できるだけ地域で過ごすような体制を強化しています。第7期埼玉県地域福祉支援計画(案)の基本理念は「支え手」「受け手」の関係を越えて、あらゆる人が地域を共に創り、一人ひとりが生き生きと暮らせる埼玉へです。 これらの計画と連携するためには、障害者支援計画の中で、単に「障害者の自立と社会参加を支援」というのではなく、障害を持つ人々も役割を持つための支援でなくてはなりません。 施策推進協議会の中でも意見が出たように「障害者の自立」や「権利」の一つ一つがどのようなものなのかを確認し、解消していくことをしていくことから始めなければならないと思います。例えば、労働・雇用、教育、移動、欠格条項、障害のある女子の複合差別、精神医療など、これら一つ一つの中で、自立とは社会とは共生とは具体的にどのようなことなのかを確認し、実現していくことが基本理念ではないのでしょうか？  参考として、第2期埼玉障害者支援計画ではこう書かれています。 【この計画は、障害者基本法の基本的理念を踏まえるとともに、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づいたものとします。そして、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人々が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会＝「共生社会」の実現を目標とします。 また、周囲からの支援の手が行き届き、障害のある人々が自分の潜在的な能力や才能を開花させ、さらに伸ばしていけるような仕組みがあり、誰もが何度でも果敢にチャレンジできるチャンスにあふれた埼玉を目指します。 さらに「安心・安全」という県政運営の基本的考え方によって、障害者自立支援法の目的も踏まえ、誰もが安心して暮らせる埼玉を目指します。】(第2期埼玉県障害者支援計画(3)計画の基本理念より転載)	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
4	19	第1章	3		■下線の加筆 ウ 社会のバリアフリーの推進 県民の誰もがその能力を最大限に発しながら生き生きと生活ができるよう、建物や設備などハード面の障壁(バリア)だけでなく、今ある制度や慣行、意識などの見直しを行い、意識や心のバリアを取り除くことも含めて、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
5	21	第1章	1		第1章総論 1. 計画策定の趣旨 埼玉県においては、“inclusion” の和訳を、権利条約総括所見に基づき、「包摂」に統一してください。 <理由> 「国連障害者権利委員会の総括所見などを踏まえ」とありますが、総括所見 7 (d)で「条約上の擁護の不正確な和訳の一つと懸念されている “inclusion” (和訳:包摂)を、埼玉県として使い続けるという答弁は、この項目の記載内容と合っていない。計画の記載内容と矛盾が生じない用語の使い方をする必要があります。	D	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	
6	37	第1章	1～5		2 計画の概要 この中に国連の障害者権利委員会の総括所見を入れるべき。	E	御意見として承りました。	
7	38	第1章	3～5		2(5)基本的視点 立派な視点を具体的に反映されてもらいたい。	B	具体的施策については第3章～第7章で記述させていただいております。頂いた御意見を踏まえ、施策を推進して参ります。	
8	78	第1章	3		26、27ページに記載している「障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見」は、計画の概要の(4)計画の基本理念あるいは、(5)基本的視点の中に明確に位置づけるべき。根拠は以下の2点。 ①法規範の優先性の視点(条約は憲法と同等が一般的学説) ②一般原則・一般的義務・権利実現のための措置に関する評価できる点と懸念・勧告事項を極めて今日的に指摘している。したがって今後3年間の計画と親和性が高い。	C	頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
9	79	第1章	3		また、当会会員の要望の中に、補装具、日常生活用具、訪問介護の給付等の障害者サービスにおいて市町村格差をなくし、県内のどこに住んでいても同水準の福祉サービスが受けられるようにしてほしいという意見が多く寄せられている。このことを抽象的な表現ではなく、(5)基本的視点の中に位置づけてほしい。	E	御意見として受け止めさせていただきます。頂いた御意見については、実施主体である市町村に伝えてまいります。	
10	145	第1章	3		イ 自立した地域生活の実現 精神科病院に入院しているが条件が整えば地域での生活が可能な精神障害者についても⇒精神科病院に入院している精神障害者も ＜理由＞「条件が整えば、地域での生活が可能な」と制限を加えるのではなく、地域での生活が可能になるような条件を整えることを視点とするべき。いつまでたっても条件が整わず退院できないのが現状	A	頂いたご意見を踏まえ修正いたします。	【修正前】精神科病院に入院しているが条件が整えば地域での生活が可能な精神障害者についても 【修正後】精神科病院に入院している精神障害者についても
11	39	第2章	10～11		第2章障害者の現状と制度改革 2(1)Ⅱ 精神障害者の入院期間の長さは国連の総括所見でも指摘されているが、65歳未満の入院患者数の目標数値が低い。	C	ご意見として承ります。 なお、1年以上長期入院患者数の数値目標は、国が示した参考目標値を既に達成していたため、実際の患者数の長期的な増減推移及び減少率の移動平均等から算出し、設定いたしました。	
12	40	第2章	10～11		Ⅲ 国の施設入所から地域への移行の中、グループホームは目標を超えて増加しているが、職員体制等不十分のため、重度障害者の入居は難しい現状がある。県単配置等のケアが必要。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
13	41	第2章	12		Ⅴ ホームドアの設置数だけでなく、音響式信号機、バリアフリー化された公共施設、大型店舗、駅のエレベーターの設置状況など障害者の生活空間を網羅してもらいたい。	C	頂いた御意見については、数値目標の設定になじまないものもあるため、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、音響式信号機の設置数については、県警ホームページの「音響式信号機設置場所一覧」において確認できます。	
14	42	第2章	13		(2)ホームヘルパーの確保の困難が問題。県単補助等で安い報酬単価を上げるように国に要望と県単補助で障害者の地域生活を守って欲しい。	E	支援に必要な適切な人員配置が行われるような報酬に見直されるよう、引き続き国に要望してまいります。	
15	43	第2章	19		3 障害者に関する制度改革 「包括的差別禁止法」を求める。障害、性別、子ども、年齢、民族、宗教、ジェンダー自認、性的指向の全ての人々の差別禁止法の中に統合したものにすること。被害者に包括的救済を提供、加害者に制裁を課すこと。	E	立法権は国会に属しているため、御意見として承ります。	
16	44	第2章	20		(2)障害者総合支援法の改正 市町村格差をなくし、県内どこに住んでいても同水準の福祉サービスを受けられるように。	E	ご意見として受け止めさせていただきます。	
17	45	第2章	21		(3)障害者雇用促進法の改正 重度障害者、精神障害者の週所定労働時間が10時間以上20時間未満も雇用率に算定できるようになったが、その反面常勤雇用が減らないようにしてもらいたい。公共機関の雇用率を民間より高く設定し民間企業の見本とすべき(雇用率4%とか)	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 また、取組を実施するに当たり、民間事業者に法改正の趣旨を啓発してまいります。	
18	46	第2章	25		第2章3(7) スポーツ観戦施設は車いす、杖使用の障害者、高齢者が観戦できるように複数の場所の確保と付添人も当事者の隣に座れる位置を確保してほしい。 又、災害時に福祉避難所の市内の複数箇所を確保し、又、避難所となる学校のバリアフリー化、洋式トイレ、簡易ベットの確保も進めてもらいたい。災害対策基本法の改正。既存の公共施設の改修の際には必ず障害者団体に声を聞き、より障害者、高齢者が使いやすい施設にしてほしい。(最近、改修の始まった段階で知り、障害者の声を反映しにくくなっている。バリアフリー法、まちづくり条例に則ってやっているから大丈夫だと思わず、当事者の声を常に耳を傾け、より使いやすいものにするのが、基本的視点にあるように個人、主体性の尊重につながると思います。 (障害者団体と緊密に協議しつつ全ての政府段階における施設及びサービス等の利用の容易さを調和させるとともにユニバーサルデザインの基準の導入し…障害者権利委員会の総括所見)	E	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	
19	47	第2章	21		3(3)障害者雇用率 民間の法定雇用率2.3%から2.5%になるが4%目標に。雇用納付金を障害者一人当たり月額5万円から6万円すべき。同一労働、同一賃金の徹底。公的機関は雇用率を2.6%から4%に引き上げ、民間企業の手本とすべき。起業に障害者にも適応すべき。福祉的就労より、民間企業の雇用率をもっと増やすべき。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
20	60	第2章	28		(1)障害者への理解促進と差別解消について、イ 福祉教育の支援について 後段「障害のある子とない子が共に学びあえるよう特別支援学校(支援籍)や特別支援学級との交流を進めると共に」の部分、p31(4)障害者の教育について ア インクルーシブ教育システムの構築についての中で「本県では、障害の重い児童生徒も通常の学級で共に学んでいる実態があり、」とあるので、支援籍や交流についての記述の前に、「障害のある子とない子が共に学びあえるよう、通常の学級で共に学ぶことを支援し、また特別支援学校(支援籍)や…(以下同文)」とした方がよいと思います。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
21	61	第2章	29		(2)障害者の地域生活の充実と社会参加について、ア 地域生活の支援について 最後の部分「福祉サービスを支える人材確保及び人材の育成が喫緊の課題」とありますが、他の記述がそれぞれの課題に対し「～必要があります」となっているのに対し、県としての考え方が示されていません。何も無いのでしょうか。	A	頂いたご意見を踏まえ、修正いたします。 また、人材確保や人材育成については、「Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する 1地域生活支援体制の充実 (3)福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実」において、課題に対応する施策を記載しています。	福祉サービスを支える人材確保及び人材の育成をしていく必要があります。
22	62	第2章	29		ウ 住まいの場の確保について ではグループホームのみが取り上げられていますが、例えばグループホームを経験した後にそこを出て地域のアパートで暮らし始める人や、施設や病院を出てグループホームを経ずに地域で暮らし始める人もいます。施策番号112(p57)のような居住サポートについても触れておいた方がよいと思います。	B	具体的な施策は基本的には第5章に記載することで整理をしております。引き続き居住の支援に取り組んでまいります。	
23	63	第2章	30		オ 社会参加の支援について 前段の「…社会の一員として、経済、文化、娯楽など社会のあらゆる場面に自ら積極的にかかわっていけるように」と広い範囲に亘った社会参加について述べているのに、後段が「このため、パラスポーツを通じた…」と、パラスポーツと芸術関係にのみ触れているのはちょっと狭すぎます。「このため、」ではなく、「その一つとして、」にした方がよいのではないのでしょうか。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
24	64	第2章	31		エ 多様な働き方の支援について 最後の段、「県庁内福祉の店『かつぼ』は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実が望まれます。」とありますが、とても良い視点だと思います。充実のための具体的方針もあればもっとよいと思います。	C	御意見として受け止めさせていただきます。	
25	65	第2章	32		前ページ、ア インクルーシブ教育システムの構築についての中で「本県では、障害の重い児童生徒も通常の学級で共に学んでいる実態があり、」とあるのに、「引き続き、支援籍学習を含め障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を積極的に推進するとともに」と、交流と共同学習だけになってしまっているの、前段との整合性が取れていません。この部分も「引き続き、障害のある子とない子が共に学びあえるよう、通常の学級で共に学ぶことへの支援や、支援籍学習を含めた交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、」とすべきです。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
26	69	第2章	9		発達障害児数(15歳未満)として「国の調査(文科省令和4年12月)を基に推計」とされていますが、この調査は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」であり、文科省も、「この数字はあくまで教員が通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒と見立てている割合であり、発達障害児の数字ではない」と発言しています。(現行の計画での推計に使用されている「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(文科科学省、平成24年2月)とは異なります。)推計といえればそれまでではありますが、今後、算出方法については国にも要望して検討いただきたいと思います。	E	調査結果は発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合を示すものであることに留意する必要があります。しかし、発達障害の実人数を把握することは困難なため、本調査を参考に推計値を算出しております。	
27	70	第2章	13		「(2)障害福祉サービスの利用状況」に「⑥「発達障害者に対する支援」として現状についてと、その後に表が掲載されていますが、これらは障害福祉サービスではありませんので、誤解を招かないためにも障害福祉サービスとは分けるなど、表記方法の変更をご検討ください。	A	御意見を踏まえ、表記方法について修正します。	第2章-2-(2)、第7章の「障害福祉サービス」の記述を「障害福祉サービス等」に修正させていただきます。
28	71	第2章	15		「発達障害者に対する支援」の表にある「発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数」及び「発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数」の「地域支援マネージャー」は「地域支援マネージャー」の表記誤りかと思えます。訂正をお願いいたします。	A	「地域支援マネージャー」を「地域支援マネージャー」に訂正します。	第2章、第7章の該当箇所を次のとおり修正します。 「発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数」、「発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数」

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
29	72	第2章	15		「発達障害者に対する支援」の表にある「ピアサポートの活動への参加人数」は、厚生労働省の「発達障害児者および家族等支援事業(都道府県、市町村)」で例示されているものであり、市町村での実施分とありますが、例示内容は「同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供」とあり、ペアレントメンターが行う事業も同様の内容となりますが、ペアレントメンターが行う事業もこのピアサポートの実績に含まれているのでしょうか。 ペアレントメンターの活動がピアサポートの実績に含まれる場合、厚生労働省では実施主体に都道府県が含まれており、埼玉県でもペアレントメンターの養成以外に養成されたペアレントメンターが活動する事業を行っておりますが、県が行う数字は一切反映されないのでしょうか。	C	御意見のとおり、ペアレントメンターが行う支援もピアサポートの実績に含まれると考えており、県が実施したペアレントメンターによる支援活動については、住所地の市町村が計上して実績として報告しております。今後は、より正確な数字を計上するため、県が実施した事業については県が一括して計上することとします。	
30	73	第2章	16		ペアレントメンターの事業「発達障害児者および家族等支援事業(都道府県、市町村)」は厚生労働省の地域生活支援事業の中の地域生活支援促進事業だと伺っております。 「(3)地域生活支援事業の利用状況(県実施分)」への記載とはならないのでしょうか。	D	「(3)地域生活支援事業の利用状況(県実施分)」については、地域生活支援事業のうち、都道府県で実施が必須とされている事業を掲載しています。地域生活支援促進事業については、それに該当していないため、掲載しておりません。	
31	97	第2章	12 33		埼玉県はバリアフリー法の規定である10万人/日以上の駅への設置を下回る1万人/日以上の駅への設置を推進するという方針を定めていただき、特にリスクがあります視覚障害者へのご高配に感謝申し上げます。 しかしながら、1万人/日以上の条項がある駅を多数抱えているさいたま市は、県と同様の方針を明確に打ち出しておらず、過去3年間でホームドアが設置されたのは大宮駅の京浜東北線ホームのみという状況です。 ぜひ県からもさいたま市に対して、県と同様に明確な方針を打ち出すとともに、早急に1万人/日以上の駅への設置が進むようご指導をお願いいたします。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
32	99	第2章	30		「社会参加」の推進において、パラスポーツと芸術文化活動という記述だけではあまりにも脆弱だと思います。冒頭の数値からみますと、埼玉県の全人口に対する障害者数の割合は6%ほどになりますが、これは手帳の交付を受けておられる人の数であり、既に全国的には人口の1割近くの人たちが何らかの障害を有しておられるという推計もあります。 従い、政治・経済はもちろん、あらゆる場で障害者が存在し、当事者として参画することが、まさに障害者の「社会参加」に必要なと思います。 具体的には、埼玉県及び県下の市区町村の主要な県民、住民の声を聴くための場においては、必ず障害者の代表が参加する体制にすべきだと思います。 まずは、県のすべての審議会や協議会の委員には必ず障害者の代表が一定割合任命されるようにしてください。 それが間違いなく真のバリアフリー、ユニバーサルな社会、地域を作っていくと確信します。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。 なお、県の附属機関及び委員会等の委員の専任については、法令及び要綱等の規定に基づき各所管課が個別に行っています。	
33	146	第2章	28		イ 福祉教育の支援について 障害のある子とない子が共に学び合えるよう特別支援学校(支援籍)や特別支援学級との交流を進めるとともに ⇒障害のある子とない子が共に学び合えるよう通常の学級での支援を進めるとともに 〈理由〉特別支援学校や特別支援学級に分けた上で交流というのは、分けてもいいという差別や偏見を助長することになる	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
34	147	第2章	29		ウ 住まいの場の確保について グループホームだけでなく、民間や県営の住宅なども追加する 〈理由〉障害のない人と同等に考えれば、アパートや団地や家族と住んでいる家とかそれぞれに希望する住居があるはずだが、グループホームの整備だけに力を入れて、地域の中で隔離される状況がある	B	こちらでは記載しておりませんが、57ページ「(3)住宅の整備など」で記載しており、一般住宅への居住支援にも努めてまいります。	
35	148	第2章	31 32		ア インクルーシブ教育システムの構築について⇒インクルーシブ教育について 引き続き、支援学習を含め障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、障害のある子ども一人ひとりに合わせた合理的配慮に基づく支援を提供する必要があります。 ⇒障害のある子どもと障害のない子どもが通常の学級で共に学ぶ教育を積極的に推進するとともに、障害のある子ども一人ひとりに合わせた合理的配慮に基づく支援を提供する必要があります。 〈理由〉国連障害者権利委員会からインクルーシブ教育システム(特別支援教育)は分離教育であることの懸念、インクルーシブ教育を進めることの勧告が出されている。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
36	149	第2章	32		イ ライフステージに応じた支援について 地域の学校で共に学ぶことを基本として様々な選択肢が保障されていること、その中から一人ひとりに合った学びの場を選択できることが重要です。⇒地域の学校で共に学ぶことを基本として一人ひとりに合った合理的配慮が行われることが重要です。 〈理由〉現在も学びの場を希望通りに選択できていくわけではなく、障害の状況で分離されている。場を分けないことが重要	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
37	178	第2章	29		意見1. 今後も障害者支援施設とグループホームの整備が必要 ウ 住まいの場の確保について <記述の追加をほしい> 埼玉県では、住まいの場であり看護師や栄養士が配置され多様な暮らしの支援機能を持つ障害者支援施設が足りないため、今後も整備が必要になっています。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
38	186	第2章	28 29		(2) 障害者の地域生活の充実と社会参加について ア 地域生活の支援について ..... また、福祉サービスを支える人材の不足やサービスの質の低下に伴う様々な問題が発生しており、福祉サービスを支える人材確保及び人材の育成が喫緊の課題となっています。 【意見】 また、福祉サービスを支える人材の不足は、そこに働く職員の肉体的、精神的な負担を増加させ、サービスの質の低下に伴う様々な問題が発生しており、福祉サービスを支える人材確保及び人材の育成が処遇改善をふくめ喫緊の課題となっています。 ※極めて、深刻です。	C	御意見にいただいた具体的な例も含め、人材不足や質の低下に伴い、様々な問題が発生していると考えています。それらの課題への対応として、「II 地域生活を充実し、社会参加を支援する 1 地域生活支援体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実」に示した施策に取り組んでまいります。また、ご意見の趣旨は理解いたしますが、一方で人材不足には様々な要因や状況が複合的に存在すると考えますので、特定の要因や状況について特出しとなる記載は見送らせていただきます。ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	
39	219	第2章	26 27		① 国連の総括所見があまりにも簡略化され記述してある。特にBについては内容が全くわからない。具体的な記述にすべき。例えば、24条「分離教育の廃止に向け、障害の有無にかかわらず共に学ぶ『インクルーシブ教育』への移行」を勧告より強い表現、要消 (urge) するとされていることを書いてください。	D	紙面の制約や全体の記述のバランス等を考慮すると、これ以上の記述とするのは困難です。御理解ください。	
40	220	第2章	31 78		② ①に関連して、支援計画案にある「インクルーシブ教育システム」は国連勧告を曲解したものであり、「インクルーシブ教育」に訂正すべき。P32 では「引き続き支援籍をふくめ...学習を交流及び共同学習を積極的に推進するとともに」は削除すれば、P31 最後の「全ての障害がある子どもにたいして通常の学校を利用する機会の確保を要請しています。」と整合する。「通常の学校を利用する機会」ではなく「通常の学校で学ぶ機会」に訂正しなければ国連勧告の内容とならない。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
41	222	第2章	31		④ 教育以外では p31 エで県庁内福祉の店「かつほ」について記述されていることは評価できる。できれば県として後押ししていきたいをいれてほしい。	C	御意見として受け止めさせていただきます。	
42	10	第3章	35		35ページ「児童発達支援センターを中核とした発達支援の体制整備」は法律で「中核化」されたからと言って、公営である必要がないにもかかわらず、市町村が直営で行うセンターが多いので、民営化など「体制整備」のみならず「民に働きかける」視点も大切なのではないかと。 「機能強化」についても、これだけ児童発達支援事業者が民間で増えているのだから、センターを無理に機能強化しては、民業圧迫につながるのではないかと。東京都も心理発達検査の外部委託をするニュースで聞いた。各市町村でも発達検査は混雑しているので、都のように積極的な外部委託が必要ではないかと。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
43	179	第3章	35		2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援 【対応の方向と主な取組】 <記述の追加をほしい> ○ 住まいの場 ・多様な暮らしの支援機能を持つ障害者支援施設の整備 ・利用者の人権に配慮した居住環境のための障害者支援施設・グループホームの個室化・ユニット化の整備推進	B	障害者支援施設の整備、個室化については、施策番号102において対応させていただいております。	
44	181	第3章	35		意見2. 必要な時にすぐ利用できるように地域生活支援拠点の事業として単独型短期入所施設の整備が必要 2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援 【対応の方向と主な取組】 <記述の追加をほしい> ○ 短期入所が必要な時にすぐに利用できるように地域生活支援拠点に単独型短期入所施設の整備促進	E	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
45	1	第5章	81	249	特別支援学校の生徒増に対応するため、校舎の増築を進めるなど、学習環境の整備及び充実を図るとしています。しかし、県全体の児童生徒数が平成26年比25.9%増、教職員数32.1%増に対して、足元の各学校の予算が毎年減額されており、通常の教育活動にも支障を来していると聞いています。施設整備だけでなく、経常的予算の確保がなされるように、何らかの記述をすべきだと思います。(施設整備の予算も全く足りていないとのことです。)	B	施設整備に係る予算については、大規模改修等の工事に係る予算確保に向けて対応しているところでございます。また、特別支援教育推進計画の教育環境の整備には、施設の整備だけでなく、指導・支援体制の充実なども位置付けており、提案の趣旨も含まれると考えます。県財政は極めて厳しい状況にありますが、引き続き、児童生徒数の増加への対応も含め、必要な予算の確保に努めてまいります。	
46	2	第5章	43	20	障害者及びその家族と、成年後見人との間で、預貯金の横領や不動産を勝手に処分するなどのトラブルが発生し、社会問題化しています。現実には、私が遭遇したトラブルを記します。 1.本人が自由に使えるはずの資金等が、自由に使えず、小遣い程度の生活費しか渡さない。 2.財産管理についての報告を求めても、回答しない。 3.十分な預貯金があるにも関わらず、老朽化した自宅の建て替えを拒否され、逆に障害者グループホームへの入居を強要された。 現行の成年後見制度には、紛争の斡旋制度がないなど、法律の不備があります。法務省や最高裁判所に対して、制度の改善の働きかけを要望します。	E	頂いたご意見については、障害者施策に関して国に要望する際の参考とさせていただきます。	
47	3	第5章	59	119 120	① 4コミュニケーションの支援 コミュニケーション手段の充実について 119及び120は手話通訳士の資格の取得者減少、パソコン要約筆記者減少しています。背景はNPO法人の団体への会員数の減少と同時に障害団体も減少している。手話通訳士を取得する者の増加は難しい。手話言語条例に定められているが、周知だけは難しいことからまずは福祉関係の大学を問わず、県内の大学への協力が不可欠である。財政的な支援については県の負担で、イベントを繋げるしかないと思う。要約筆記者についても同様である。 各大学の大学生の協力を不可欠であることから埼玉県がイベント、福祉関係の仕事を繋げるような形にしないとさらに、減少に繋がってしまう恐れがあるからです。 ② 少子高齢化により、市町村役場で障害者自身から要望に応じて、高齢者が取得しながら時間の合間に手話通訳士の協力、要約筆記者をお願いしている。しかしながら、高齢者自身も身体への負担と同時に、病気を罹患し、亡くなるケースが多い要因であることから、県は手話通訳士の取得や、要約筆記者の協力はなるべく、若者の方に協力できるような支援体制を構築しないと障害者自身も高齢者自身も崩壊の恐れがあるからです。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
48	4	第5章	60～61		(2)情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実 色覚障がい者等の向けた対応の内容が書かれていない。 例えば、ホームページ、冊子のカラーなどに関しては、認識できない色覚があるため、認識できない色の対応は当事者の意見を聞いた上、慎重に推進していく必要がある。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、県ホームページシステムにおいては、「埼玉県ホームページウェブアクセシビリティ方針」に基づき、音声読み上げ機能を導入しているほか、背景色を変更するボタンを使って、見やすい配色へ変更することができます。今後におきましても、一層のアクセシビリティの向上に努めます。	
49	5	第5章	91～94		(3)福祉のまちづくりの推進について また、福祉のまちづくりの推進については、街中にある案内板、掲示板等の色覚があるものも認識できないことがある。 認識できない色はなるべく、避けて一般人でも色覚がある当事者でもわかるような色の対応をしてほしい。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。 なお、道路標識は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に基づき設置しております。 また、埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則において、標識を設ける場合に、文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。という基準を設けています。	
50	6	第5章	62～63		(3)手話を使いやすい環境の整備について 139～153までの内容を見たが、人材とか支援の内容が全て、似ている。内容をまとめていたらわかりやすい。1つ、1つに内容が書かれていると何を人材とか支援等にあるかが分かりづらい。	C	御意見として受け止めさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
51	7	第5章	81	249	(4)学校施設の整備について 県立特別支援学校の関係は「埼玉県特別支援教育推進計画」に基づき、整備の必要があるのは分かるが、既存の高等学校、特別支援学級の人数が限界にある。 市町村の人口の比数の学校関係、特別支援学校の比数が合わない。 なぜなら市町村の人口による比数には関係ないと思われる。市町村の人口増加している市の対応ができるが、場合によっては対応ができないこともある。 埼玉県特別支援教育課との連携を行い、福祉部門と保健医療部門を合わせた学校施設の整備を行ったほうが良いと思う。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
52	8	第5章	57	112	視覚障害者の場合、賃貸住宅が借りにくいのと、企業や病院等に正社員や正職員として働く者が多いため、持ち家希望が多いです。 中央労働金庫などと提携した低金利の住宅ローンがあると、ありがたいです。 私も大家が借家だった実家を売りに出した時、両親の代わりに住宅ローンを組んで購入した経験があります。 勤務先に財形貯蓄融資の制度がなかったため、大家が保証しないと、地方銀行で住宅ローンを組むのが大変でした。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
53	11	第5章	86	290	86ページ「言語聴覚士等の聴覚障害児支援の専門性向上」とあるが、言語聴覚士は難聴だけが専門ではない。認知症や咽頭がん、脳血管障害なども専門である。過度の専門性が生じて職域が狭まり、また県の福祉全般を広い視野で見れなくなる恐れがある。他の認知症等の分野も含めて言語聴覚士の各分野まんべんなく専門性を向上させるべきである。様々な分野を経験させるべきである。	E	御意見の箇所は、「難聴児の早期支援の充実」に係る項目であり、関連する取組として専門性の向上を記載したものです。さまざまな分野の知識や経験を軽視する趣旨ではありません。	
54	12	第5章	75 76	217 223	施策番号217および223 要望事項 在職中に視覚障害となった場合の在職者訓練について、予算と人員を確保して埼玉県総合リハビリテーションセンターや国立の職業リハビリテーションセンターへの在職者訓練の委託を可能にするなど制度を整備する施策を早急に講じると共に、隣接都県にも委託できるよう法改正を国に働きかけて欲しい。 問題点 検討会(埼玉県障害者施策推進協議会)第3回議事録には「中途障害者とは文言上の記載はありませんが、施策の内容としては中途障害者への支援も含まれます」と書かれていますが、次のような問題の改善が必要であり、方針に施策を追加して実施していただきたい。 現状、県内の職場に勤務する人が視覚障害の常態となりそのままでは勤務が困難となった際に、適切な訓練が受けられずに退職に追い込まれるケースが多い。 就労継続支援として必要な在職者訓練を受けられる体制が必要だが、埼玉県には視覚障害に対応できる在職者訓練の施設がない。 補足説明 埼玉県労働局に問い合わせた結果 ・埼玉県内には、e-ラーニングを含めて3カ所の障害者職業訓練機関があるが、そのどこにも視覚障害者の訓練には対応できていない ・東京都内には視覚障害に対応できる在職者訓練施設があるが、在職者訓練は法律上の制約から他府県に委託できないとのことで、制度的に視覚障害者の在職者訓練を委託できる施設はないとのこと。 現状は、 ・埼玉県総合リハビリテーションセンターの機能訓練のIT訓練の中で、訓練担当職員の配慮により就労希望者のニーズに対応すべく努力されているようだが、定年職員の補充もなく厳しい状況であり、職員の配慮には限界があり、体制整備が必要。 とのこと。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
55	13	第5章	45 59 60	34 122 127	<p>施策番号34(権利行使、選挙時の合理的配慮)            施策番号122および127            要望            情報取得のみでなく、行政の手続きのデジタル化に当たっても、パソコンやスマートフォンを利用することで視覚障害者にも操作を可能にする事は技術的に可能であり、国のデジタル庁においても取り組まれています。            視覚障害者がIT機器を利用できるようにする訓練体制の充実を図ると共に、公共サービスに使用するサイト・アプリ・端末などについて、音声合成機能を利用して視覚障害者にも操作可能にする、暗証番号を電話のプッシュキー式のキー入力でも可能にするといったアクセシビリティ確保の合理的配慮を行う旨明記し、施策を推進して欲しい。</p> <p>問題点            代筆・代読サービスは主に書類の読み書きを対象としたものですが、今後のデジタル社会ではこれだけでは不十分。</p> <p>補足説明            代筆・代読サービスについて施策を追加いただきましてありがとうございます。            また、選挙における視覚障害者への情報提供の充実についても追加ありがとうございます。            読み上げ可能なPDFによる広報の提供の例からも、デジタル化の進展によって視覚障害者の読み書きの環境は大きく進展しています。            しかしながら、今後急速なデジタル化が推進されることを考えると、更なる施策が必要です。            世の中の動きとしてデジタル化の推進による合理化が図られておりますが、視覚障害者を含む障害者が取り残される懸念があります。            それを回避しなければならないことは、数年前に定められた「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」にも「デジタル化によるインクルーシブな社会の実現」と明記されており、方針の総論でも「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立について言及されています。            民間の公共性のある窓口・webサイト・アプリの模範ともなるべく、県庁および各市町村の窓口・webサイト・アプリおよび端末について、情報提供のみでなく行政手続きのデジタル化に当たってのアクセシビリティの確保を推進し具体化してください。</p>	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
56	18	第5章	51	66 67	<p>全身性障害者介助人派遣事業の明記と高齢者を含めた対象者の拡大 同時にパブリックコメントを行っている「第2期埼玉県ケアラー支援計画(案)」の62ページの⑩では「障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、すべての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、障害児(者)生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します」とありました。</p> <p>しかし、第7期埼玉県障害者支援計画(案)の中には、全身性障害者介助人派遣事業が見当たりません。            この制度は、地域で暮らす障害者にとって、大事な制度です。65歳になり、介護保険を利用することになった重度の障害者が一人で地域で暮らしていました。正月三が日に介護事業所が休むためにヘルパーを派遣できず、全身性障害者介助人派遣事業に登録している介助者に連絡を取り、毎日2回の食事を1回にして、全身性の介助者に介助を頼み三が日を何とか乗り切りました。この制度は、重度の一人暮らしの障害者にとって最後の砦であったということがはっきりしました。埼玉県は外出以外の介助も認めていますが、市町村によっては外出のみとしているところもあります。</p> <p>障害当事者が資格もない地域の人と直接相談をして、自分の生活の一部と組み立てていく大切な事業です。障害当事者と介助者をどうむすびつけるのか、介助者をどう増やしていくのかという課題はありますが、この制度はとても大切な制度です。</p> <p>また、ケアラーへの支援の一つとして位置付けられているのであれば、障害者支援計画でも明記してください。            また、埼玉県として、この制度を誇り、本当に誰もが使えるようにしていくべきです。            特にこの制度はヘルパー事業とは違い、今までの付き合いの中から介助者としてお願いする場合に登録をするというシステムであり、高齢者はそれまで培った人間関係がベースにあるのなら、ケアラー支援だけでなく、高齢者本人と家族以外で手伝いたい人が、関わりやすい制度となるはず。現在、全身性と限定されていますが、対象者の拡大が必要です</p>	B	全身性障害者介助人派遣事業等の事業の充実については、施策番号65において対応させていただきます。	
57	20	第5章	78	228	<p>■「通常の学級で共に学ぶ事例」のHP掲載場所について            新事業として、「障害のある児童生徒が通常学級で共に学ぶ取り組み事例」などを市町村に提供し、小・中学校における取組を支援します」について、県として共に学ぶことの姿勢を表すことができ、よかったですと思います。            しかし、実際に、HPトップからだど、たどることができませんでした。            TOP→県政情勢・統計→県概要→組織案内→教育局→義務教育指導課→その他 でやっと「通常の学級で共に学ぶ事例」に行くことができます。</p> <p>そもそも一般の保護者が県政情勢などから障害を持つ自分の子供のことについて検索するとは思えません。また「通常の学級で共に学ぶ事例」という言葉で検索を思いつくのでしょうか？            HPでは義務教育課の「その他」の項目ではなく、もう少しわかりやすい場所にしてほしい。            例えば、障害を持つ子供の保護者は特別支援教育課へたどると思うので埼玉県HP 特別支援教育課、担当業務別お問い合わせ先のインクルーシブ教育推進担当の担当業務の中に入れるなど、たどりやすくしてください。</p>	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。 広く県民の皆様に見いただけるよう、掲載方法については今後も検討してまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
58	22	第5章	45	34	施策番号34(権利行使、選挙時の合理的配慮) 推進会議での意見を取り入れて、選挙時の情報提供への合理的配慮を、計画に追加くださったことに、心より感謝申し上げます。 これ迄は、投票所自体のアクセシビリティだけの記載でしたが、今回の計画案に選挙時の情報提供(選挙公報など)への合理的配慮が追加されたことは、情報障害のある人たちにとって、大変重要なことです。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
59	23	第5章	59	122	施策番号122(コミュニケーション手段の充実 市町村が行う代読・代筆者の派遣を支援) 今回の計画案から、市町村への代読・代筆者の派遣を支援という内容が追加されたことに、感謝申し上げます。 コロナ禍で多くの視覚障害者が、紙ベースでの文字処理でないと受け付けていただけない様々な手続きができずに、日常生活に大きな混乱をきたしました。この内容が計画に入ったことは、視覚障害者が様々な手続きをするうえで、大きな一歩となります。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
60	24	第5章	60	127	施策番号127(情報バリアフリー化の推進、情報提供の充実) 「県の行政手続のオンライン化の推進に当たっては、障害の特性に応じた合理的配慮を行います。」を計画に追加してください。 <理由> 埼玉県はDX計画を策定し、デジタルデバйд解消についても計画をすでに策定しています。法律にも規定があるので、埼玉県の内部事情を理由に計画に行政手続の障害特性に合わせた合理的配慮提供を記載しないのは、理由になりません。また、施策番号126番の実施に当たっても、実施主体の県が合理的配慮の方針が立たないので整備をしないという状況で、市町村の支援ができるという議事録の答弁は、いかがなものでしょうか？理解に苦しみます。 県がすでに策定しているDX方針、及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づき、障害種別に合わせた合理的配慮をこの計画に明記してください。  埼玉県DX方針 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/ai/dxplan.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/ai/dxplan.html</a>	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
61	25	第5章	75 76	217 223	埼玉県が委託できる障害者職業訓練機関で、中途視覚障害者が訓練を受けられるところを、一つは確保してください。それができないのであれば、県リハに予算と人をつけて、職業訓練ができる機関としてください。 <理由> 法律の縛りで、在職者訓練を他道府県に委託できないことは、労働局に問い合わせてわかりました。また、県リハに問い合わせたところ、県リハでは「機能訓練の分野として、IT訓練を行っており、就労移行支援としてのIT訓練は行っていないこと」がわかりました。さらに、埼玉県内には、eラーニングを含めて3カ所の障害者職業訓練機関がありますが、そのどこにも視覚障害者の訓練ができる場所がありません。 ということは、計画には、少なくとも中途視覚障害者が離職しないための施策は入っていないということです。障害種別による差別を生じさせない施策を講じてください。訓練士のやさしさに頼るのではなく、きちんと職業訓練として、予算と人材を確保して、仕組みとして機能させる必要があります。	C	取組を実施するにあたり御意見を参考とさせていただきます。今後も、職業訓練の委託先の新規開拓を進め、障害者の就労を支援してまいります。	
62	26	第5章	91	327	今回の計画案から、公共施設などの整備の中に、見やすいサイン表示という、ロービジョン者には必須の項目が追加されたことは、大きな一歩です。	E	いただいた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
63	28	第5章	41	7	障害者をケアする障害者ケアラーの啓発は進んでいません。基本理念や、ケアラーの権利や、困った時の相談先などを記したケアラーハンドブック(ケアラー手帳)を作って普及してください。セミナーを障害者団体と共催して実施するなど、ケアラー支援を広めて下さい。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 また、関係課と連携しながら、機会をとらえて市町村等関係者に周知してまいります。	
64	29	第5章	52	72	福祉の担い手の人材不足は深刻です。公私間格差是正等の雇用条件向上のための支援・補助を行って下さい。	C	ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
65	30	第5章	56	102	県内には1,600人の入所待機者がいます。入所施設は手厚い支援が必要な人にとって大切な社会資源であり、暮らしの場の重要な選択肢です。区分5・6の待機者が多く、入所施設は新たな整備が必要です。入所施設の定員削減をしないと明記してください。 また、暮らしの場の不足から短期入所の長期利用(ロングショート)が生じています。この根本的解決のためにも入所施設・グループホームの緊急整備を進めてください。 入所者の高齢化・重度化が急速に進んでいます。看護師の複数配置や、医療的ケアに対応する補助や、必要な設備に対する補助を行ってください。夜勤の職員配置基準の改善をしてください。 家族の高齢化に伴い、土日帰省できず施設に残る入居者が急増しています。土日の日中支援を生活介護の対象としてください。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
66	31	第5章	56	103	緊急時の対応として、短期入所施設の整備を促進してください。福祉圏域内に最低1か所、単独型短期入所施設の整備を進めて下さい。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
67	32	第5章	57	105	グループホームの希望者が入居できるように、整備目標を増やして下さい。	B	グループホームの必要量については、「障害福祉サービス等の見込量」(県コメント時点では集計中)によりお示しする予定です。	
68	33	第5章	57	106	障害の重い人が安心して暮らせるグループホームの整備をしてください。そのために、運営費の補助、スプリンクラー設置補助をして下さい。	B	重度障害者に対応可能なグループホームの整備においてスプリンクラーの設置も補助対象としています。	
69	34	第5章	57	107 108	グループホームの質の確保のために、チェック体制の強化を図ってください。	B	グループホームの質の確保については、施策番号70、97、100、101、108において対応させていただいております。ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	
70	35	第5章	64	156	<原文>県立図書館…において、公立図書館等の連携を図り、… <修正案>県立図書館…において、公立図書館や埼玉点字図書館等と連携を図り、…	B	御提言の趣旨は、原案に含まれているものと考えております。	
71	36	第5章	64	158	原文末に一文追加 「また同様の資料・サービスについて、埼玉点字図書館の利用促進を図ります。」あるいは、「また同様の資料・サービスについて、埼玉点字図書館との連携を図ります。」  (理由) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に見られるように、情報のアクセシビリティの保証は共生社会の実現に向け急務です。当法人の運営する埼玉点字図書館は民間施設ですが、昭和45年以来、貴県ならびに多くの県民の皆様のご支援により、左記施策番号に該当するアクセシブルな資料の製作を継続的に行い、県内多数の視覚障害等の方に提供、近年は障害者福祉施設として、読書・情報アクセスの機器利用の個別講習・サビエ図書館利用等のサポート実績があります。 民間施設ではありますが、当該サービスを提供している部分につきましては、貴県でご紹介いただき県民のご利用につなげていただければ、喫緊の課題となっております視覚障害者等の読書環境・情報アクセシビリティの向上に微力ながら貢献できるものと考えます。	C	取組を実施するに当たり、御意見を参考にさせていただきます。	
72	48	第5章	88～90		第5章施策の展開 V2(3)県立リハビリテーションセンターで二次障害の障害者を受け止め、二次障害で苦しむ障害者に対して門戸を開け救済してほしい。	C	総合リハビリテーションセンター病院部門では、令和3年度の在り方検討委員会の意見を踏まえ、民間病院では対応が難しい神経難病や、就労・就学を目標とする若年者リハビリ、ボツヌリス療法など障害者の運動機能の改善などの政策的医療に取り組んでいます。 この中で、二次障害については、センターが持つ専門性を生かし、引き続きボツヌリス療法やバクロフェン髄注療法などによる痙縮の緩和、脊髄損傷に伴い自己導尿している方の尿路感染などに対応してまいります。	
73	51	第5章	57		重度障害者に対応可能なグループホームの整備がすすむのか疑問です。医ケアの必要な障害者や強度行動障害者が入所できるグループホームの整備を進めてもらいたいと思いますが、入所施設対応の方がよい障害者もいると思っています。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
74	54	第5章	52	72	福祉を支える人材確保 ・福祉人材の養成校の定員割れも深刻な状況です。特別な奨学金制度等の創設が必要です。	B	福祉人材の養成校の学生に対して修学資金の貸付を行うとともに、県内社会福祉施設に一定期間勤務することで返済を免除しております。	
75	55	第5章	52	72	福祉を支える人材確保 ・処遇の改善を県独自に努力する必要があります。喫緊の課題です。 東京都が独自の改善策をはかるとの報道があります。現在以上に東京に人材が流れるのは必ずではないでしょうか。	C	ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	
76	56	第5章	56	102	入所施設支援に関係して ・入所施設は大切な役割を担っていること、定員の削減をしないこと、新たな整備が必要であること、以上を明記してください。 ・入所施設待機者の暮らしの状況は厳しく、他県の施設はもとより、北海道の施設まで紹介されているのが実情です。 ・入所施設の暮らしが人権が尊重され、地域に開かれた施設となるよう改善改革を進めるとともに、好事例の紹介も必要です。 ・重度化、高齢化が進む中、実態と制度の乖離が余りにも大きく、支える現場に相当な苦難を強いています。現場をみて、現場の声を聞いて計画に反映してください。早急な手立てが必要です。 ・親亡き後の施策ではなく、障害当事者が生きていく上で基盤となる、暮らしの場として位置付けてください。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
77	57	第5章	56	103	ショートステイ等の地域生活を支える拠点整備に関係して ・入所機能を備えた拠点整備を中心とした施策を展開してください。 ・川口市が行っているショートステイ単独型事業の運営内容を参考に福祉圏域に整備する計画を望みます。 ・医療的ケアの必要な人たちが利用できるショートステイは無いに等しい状況です。計画の中心に据えてください。	E	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
78	58	第5章	57	105 106	グループホームなどの確保・充実について ・強度行動障害・知的に重い障害のある人、障害の程度は軽く社会との関わりのなかで困難を抱える人々に対して等、現行の支援体制は余りにも脆弱です。地域移行の重要な柱にするためには、抜本的な制度改革が必要です。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
79	59	第5章	57	108	・株式会社の参入のなか、入所者の決定は事業者の都合によるところが大きく、困難の大きい人は対象から外され、困難を抱えると諦めさせられる例が見られます。 質の確保と向上へのチェック体制の確立が必要です。	B	グループホームの質の確保については、施策番号70、97、100、101、108において対応させていただいております。	
80	66	第5章	42		(2)福祉教育・地域交流の支援 埼玉県には「全身性障害者介助派遣事業」という、障害者が地域住民に直接依頼して介助をしてもらうことを支える事業があります。資格を持たない人でも障害者との信頼関係と意思疎通を築くことで成り立っている制度です。これは地域交流の支援としても非常に重要な施策だと思います。この部分にぜひ入れるべきです。 また、p78の施策番号227、228は、実際に地域の通常学級で障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに学ぶための取り組みであり、その姿を地域の人たちが見聞きすることにつながることで、相互理解が推進するきっかけとなると思うので、この部分にも記載すべきです。	B	全身性障害者介助人派遣事業等の事業の充実については、施策番号65において対応させていただきます。 また、共に学ぶ事例については、学校教育の一環として作成し公開しております。地域を始めとしてさらに多くの方への啓発については、今後検討してまいります。	
81	67	第5章	65		5 社会参加の支援 「全身性介助人派遣事業」は依頼を受ける地域住民の側から見ればふれあい、交流の重要な機会となりますが、一方依頼をする障害者の側から見ると、社会参加を支える重要な手段となっています。この部分にも「全身性介助人派遣事業」を記載すべきです。	B	全身性障害者介助人派遣事業等の事業の充実については、施策番号65において対応させていただきます。	
82	68	第5章	78		IV共に育ち、共に学ぶ教育を推進する、1 障害のある児童生徒の教育の充実、(1)インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進というタイトルですが、それまでの記述から考えると「特別支援教育の推進」という部分が唐突で違和感があります。障害者の現状と問題点(該当ページp31)、取り組むべき課題(該当ページp37)でのいずれでも「特別支援教育の推進」という文言はありません。ここまで記述と整合性を持たせ、「共に学ぶ教育の推進」すべきだと思います。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
83	74	第5章	42	12	これまで「福祉教育」が系統立てて学ぶ機会にならなかったのは、担当課が福祉部のみであったためだと思います。福祉教育は系統立てて学んでこそ、真の理解になります。その為には担当に教育局が加わるべきです。再考をお願いします。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
84	75	第5章	84	272	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行もあり、新規でこの施策を入れていただいたのは大変ありがたく思っております。ですが、P59の「4 コミュニケーションの支援」にも含むべきことなのではないでしょうか。「4 コミュニケーションの支援」に入れることで、多くの人たちに発達障害のある人たちもコミュニケーション(意思疎通)がうまく取れずに困っているということを知ってもらうことになると思います。再掲という形で掲載してください。	A	御意見を踏まえ、P59の「4 コミュニケーションの支援」の中に再掲として掲載します。	発達障害児(者)との意思疎通において、言葉による表現と併せて視覚的表現によるコミュニケーションが大切であることを周知します。(再掲272)
85	76	第5章	95		今回の能登半島地震でも福祉避難所の運営にあたる人材が確保できずに運営できなかったという報道がありました。スタッフも被災者になってしまうことも当然あるので、福祉避難所の運営スタッフの確保を他県との連携を含め、推進するという内容を追加してください。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
86	77	第5章	95		国が勧めている福祉避難所への直接避難について、県は市町村にも取組みを推進していただいていると聞いておりますが、今回の計画にはこれらの記載がありませんでした。今回の能登半島地震では、ライフラインの復旧ができず別の場所に二次避難をしなければならない中、自閉スペクトラム症のある人達は障害の特性から、別の場所への移動が困難なケースがあったようです。こうしたことをふまえ、県としての取組みを追加していただきたいと思います。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
87	82	第5章	51		ホームヘルパーの確保が喫緊の課題。国へ要望するだけでなく、県単補助等で報酬単価を上げるなど、あらゆる手段を講じ実効性のある訪問系サービスの充実を図る必要がある。	E	支援に必要な適切な人員配置が行われるような報酬に見直されるよう、引き続き国に要望してまいります。	
88	83	第5章	57		グループホームは目標を超えて増加しているが、職員体制などが不十分なため、重度障害者の入居は難しい現状がある。県単配置等のケアが必要である。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
89	84	第5章	60	130	「重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、パソコンを使用する際に必要な周辺機器やソフトを日常生活用具として市町村が給付することを支援します」とあるが、A市では給付可能、一方B市では給付不可ということが当会会員の実例であった。市町村格差をなくし、県内のどこに住んでいても同水準のあらゆる福祉サービスが受けられるように、地方自治法245条に基づき、県として適正な技術的指導が求められる。	E	日常生活用具給付事業は、地域の実情に応じて、市町村が独自の判断で基準額や品目等を決めることができる仕組みとなっています。市町村に対してこうした要望があることを伝えるとともに、本事業の拡充について働きかけております。引き続き取り組んでまいります。	
90	91	第5章	76	220	総合リハビリテーションセンターで就労移行支援事業を実施し、一般就労を支援するという内容だが、同センターによると、少なくとも視覚障害に関しては機能訓練は実施しているが、就労支援事業は行っていないとのこと。本件を施策とするのであれば視覚障害者も一般就労できるだけのスキルを身につけられるよう、就労支援事業も実施する必要があると考えます。	C	視覚障害者への支援の一環として、スマートフォンやPC訓練などを通して、支援を行ってまいります。	
91	92	第5章	60	127	県の行政手続きのオンライン化にあたり、障害の特性に応じた合理的配慮を行うことを明記してください。県は数年前からDX方針を策定し、そこで障害者への配慮を表明しています。障害者支援計画と両輪で達成してほしいと思います。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
92	93	第5章	75 76	217 223	一般企業に就労し、途中で視覚障害になった者への在職者訓練を行う者への機関または部署を設けてください。県リハでは、機能訓練の一環でIT講習を行っていますが、在職者訓練ではありません。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。今後も、職業訓練の委託先の新規開拓を進め、障害者の就労を支援してまいります。	
93	94	第5章	45	34	選挙時の情報提供(選挙公報など)への合理的配慮の記載があることを評価します。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
94	95	第5章	59	122	施策番号122(コミュニケーション手段の充実 市町村が行う代読・代筆者の派遣を支援)と一歩進んだことを評価します。地域支援事業として代読代筆に特化したサービスの充実と支援者の育成を願っています。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
95	100	第5章	41	4	「助成」とありますが、具体的にどのような助成を、どのような団体のどのような事業に対して行い、そのOUTCOME(成果)を目指すのかを明確に提示していただきたい。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
96	101	第5章	42	10	上記同様、「支援」とありますが、具体的にどのような助成を、どのような団体の、どのような事業に対して行い、そのOUTCOME(成果)を目指すのかを明確に提示していただきたく	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
97	102	第5章	42	12	「彩の国いろどりライブラリー」は新たな事業だと思われませんが、だからこそOUTCOMEを明確にして取り組んでいただきたく。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
98	103	第5章	45	35	上記の通り、まずは、県のすべての審議会や協議会の委員には必ず障害者の代表が一定割合任命されるようにしてください。	E	県の附属機関及び委員会等の委員の専任については、法令及び要綱等の規定に基づき各所管課が行っております。御意見として受け止めさせていただきます。	
99	104	第5章	46	36	昨春秋に公表された埼玉県障害者状況で、県内の視覚障害者は14,000人を超え、前年と比べて1年間でかなり人数が増加していました。特に高齢人口割合が急増している埼玉県においては、中高年になってから緑内障などの不治となっている眼病で中途失明する人たちが急増しています。実態としてそのような人々へのケア、支援がかなり不十分な状態にあります。ぜひ中途の視覚障害に特化した支援センターの創設と運用を急ぎ検討をお願いします。	E	御意見として受け取りました。身体障害者手帳制度や補装具費支給制度など視覚障害者の支援に係る各種制度の適切な運用に努めてまいります。	
100	105	第5章	46	41	ボランティア的な方々による人材育成も大事ですが、特に不足しているのは各障害の専門職が対応する体制が脆弱なことが大きな問題と言えます。例えば、埼玉県では下記のようなホームページがありますが、埼玉県が雇用している歩行訓練士は現在4名、定員は5名のところ欠員1名すら補充されない状態が継続しているとのこと。歩行訓練士を知っていますか - 埼玉県 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/hokokunren/hokokunren.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/hokokunren/hokokunren.html</a> そのため、各種の訓練を受けようとしても、状況によっては半年間も待機せざるを得ないような状態が顕在化しているとも聞きます。まずはこのような状態を改善するようお願いします。	C	歩行訓練士は全国的にも数が少ない状況で、令和4年4月時点で238人の方が施設や病院などに在籍しており、このうち県内では19名の方が活動しています。歩行訓練士になるためには専門の養成施設において長期間のカリキュラムを履修する必要があるなど、直ちに歩行訓練士を確保するのは難しい状況にあります。県では、まずは1人でも多くの方に歩行訓練士に興味を抱いてもらうため、その重要性について啓発を図ってまいります。	
101	106	第5章	47	46	上記41への意見と同様	C	同上	
102	107	第5章	52	73	障碍ごとに、即実行できる内容の研修をお願いします。また、事業者の指定だけを行うだけでなく、その事業者が行う事業の目的と養成研修の公報支援もお願いします。	E	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
103	108	第5章	53	85	具体的にどのような支援をされるのか、されてきたのかを公報をお願いします。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	
104	109	第5章	53	86	具体的にどのような支援をされるのか、されてきたのかを公報をお願いします。	E	埼玉県ボランティア・市民活動支援センター(設置者:埼玉県社会福祉協議会)が実施するボランティアコーディネーター研修や市町村社会福祉協議会が実施するボランティア体験学習事業に助成を行っています。	
105	110	第5章	59 60	117 128	インターネットを利用した下記の利用者が埼玉県内でも年々増加してきています。サビエ <a href="https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW">https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW</a> まさにDX化の先駆とも言える物ですが、このようなサービスがあることをもっと啓発、公報するよう県としても取り組んでいただきたく。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
106	111	第5章	59	118	全般的に漠然とした提示が多すぎます。もっと具体的に内容を提示してください。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
107	112	第5章	59	122	新しい事業ならもっと詳細を記載願います。 視覚障害者においては、代筆、代読は同行支援のサービスでも行われておりますが、利用者宅でのサービスはできないルールになっています。 この新事業は利用者宅内でも行えるというものなのでしょうか？ 少なくともこのあたりの情報は記載いただきたいです。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
108	113	第5章	60	125	視覚障害者に対する情報保障策というと、まず点字、そして音訳となりますが、IT、ICT機器の進展もあって、今や視覚障害者もPCやスマホを活用しなければ社会生活が満足に送れない時代、環境になってきています。 非常に少ない点字ユーザーへの情報保障も大事ではありますが、将来への展望も考えると、視覚障害者でもPCやスマホ、特にアクセシビリティが充実しているiPhoneを視覚障害者が活用できるようにする支援策を充実させてください。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
109	114	第5章	60	126	的外れな内容の啓発とならないよう、当事者、視覚障害者、聴覚障害者のできるだけ多くの意見や要望をしっかりと反映し、継続して反映できる体制で取り組んでください。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
110	115	第5章	60	127	的外れな内容の支援とならないよう、当事者、視覚障害者、聴覚障害者のできるだけ多くの意見や要望をしっかりと反映し、継続して反映できる体制で取り組んでください。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
111	116	第5章	60	129	上記でも触れましたが、点字の触読ができる視覚障害者は減少の一途だということだけでなく、逆に視覚障害者でもPCやスマホが利活用できれば、新聞や雑誌などの情報を一般と同様にキャッチ、読める(聞ける)状況に社会がなっています。 しかし、問題は視覚障害者でもPCやスマホが利活用できるようになるための講習、指導を受ける場や機会がまだまだ少ないことです。 「点字ネットワーク」も必要かもしれませんが、優先順位、情報アクセシビリティの観点からはPC、スマホの利活用を拡げる取り組みの方が断然重要だと思えます。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
112	117	第5章	60	130	視覚障害者のIT、ICT利用環境もPCのみならず、休息にスマホの利活用が増えてきています。 幸いにスマホのアプリは無料の物も多いのですが、視覚障害者用に特化したアプリは有料、中には高額な物も出てきています。 日常生活用具においては、PCのみならずスマホのアプリなどもぜひ対象にしてください。	E	日常生活用具給付事業は、地域の実情に応じて、市町村が独自の判断で基準額や品目等を決めることができる仕組みとなっています。市町村に対してこうした要望があることを伝えるとともに、本事業の拡充について働きかけております。引き続き取り組んでまいります。	
113	118	第5章	60	131	上記に加えて、「餅は餅屋」ということから、視覚障害者に関しては視覚障害の当事者が講師、指導者として活躍することが有用です。 そして、高齢者などへの指導も含めて、それが視覚障害者の就労にもつながります。 そのような視点、観点からも取り組んでいただきたく。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
114	119	第5章	60	132	まずはテキストデータが必ずあり、それによって音声で情報が隔日、的確に把握できるようにお願いします。 加えて、エクセルやワード様式の文書に書き込むような申請携帯ではなく、テキストボックスやラジオ選択、チェックなどによる入力送信フォームでの申請、申し込みを完備をお願いします。	E	御意見をいただいた施策は、福祉サービス等の概要や相談窓口について取りまとめた「障害者の福祉ガイド」をインターネットを利用して提供する取組であり、サービスに係る各種様式について定めるものでないことを御理解ください。引き続き、インターネットを利用した障害児(者)福祉情報を提供していきます。	
115	120	第5章	60	133	インターネットを利用した下記の利用者が埼玉県内でも年々増加してきています。 サビエ <a href="https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW">https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW</a> まさにDX化の先駆とも言える物ですが、このようなサービスがあることをもっと啓発、公報するよう県としても取り組んでいただきたく。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
116	121	第5章	63	154	インターネットを利用した下記の利用者が埼玉県内でも年々増加してきています。 サビエ <a href="https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW">https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW</a> まさにDX化の先駆とも言える物ですが、このようなサービスがあることをもっと啓発、公報するよう県としても取り組んでいただきたく。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
117	122	第5章	63	155	視覚障害者の障害特性は、情報入手とともに移動が困難ということにあります。従い、施設の整備もさることながら、コロナによって普及、利活用が進んだオンラインの利活用を上手に採用することがとても大事になっています。ZOOM、チームズの他、下記のようなインターネットサービスの利活用をぜひご検討ください。Be My Eyes - 視覚障がい者と低視力の人々に視覚を提供する <a href="https://www.bemyeyes.com/language/japanese">https://www.bemyeyes.com/language/japanese</a>	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
118	123	第5章	64	156	インターネットを利用した下記の利用者が埼玉県内でも年々増加してきています。サビエ <a href="https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW">https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW</a> まさにDX化の先駆とも言える物ですが、このようなサービスがあることをもっと啓発、公報するよう県としても取り組んでいただきたい。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
119	124	第5章	64	157	まさにこれです！ 図書館、関係者だけでなく、全庁に展開願います。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
120	125	第5章	70 72 76 88	193 194 200 223 303	上記の取り組みにおいては視覚障害者への支援が何らなされていない実態となっております。ぜひ県としてもしっかり取り組んでください！	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。	
121	126	第5章	91	326 327 328	バリアフリー法における「身体障害者」という単一概念での規定は細かな部分で矛盾や問題をきたしています。その1つの例として、「身体障害者」を対象としたB型作業所の設置においては、2階もある場合はエレベーターを設置し、車椅子でも利用、移動ができるような施設でなければならないとなっています。しかし、身体障害者の中でもこと視覚障害者の場合は、階段の移動ができれば十分ですし、かえって広いトイレは使いにくいのです。それ以上にその施設周辺の信号機が音声信号であったり、歩道に点字ブロックが敷設されているかといったことが重要なのに、そのようなことが要件になっていません。もっと細部に渡って実態に則した運用が行われるようにしていただきたく、切に要望します。	E	頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	
122	127	第5章	93	335	下記ページの更なる広報をお願いします。まだまだ知らない視覚障害者がほとんどです。また、引き続きのメンテナンスと内容の充実をお願いします。 音響式信号機設置場所一覧 - 埼玉県警察 <a href="https://www.police.pref.saitama.lg.jp/f0040/kotsu/onkyoulist.html">https://www.police.pref.saitama.lg.jp/f0040/kotsu/onkyoulist.html</a>	C	随時更新等を行っており、関係団体等への周知を図っていくため。	
123	128	第5章	94	337	ホームドアの設置促進をよろしくをお願いします。特にさいたま市内を走る基幹路線への設置が何ら進んでいません。さいたま市及び鉄道事業者への働きかけを県から強くお願いします。また、無人状態の駅が激増しています。この点についても、鉄道事業者だけの問題とせず、自治体、地域の問題として改善をお願いします。	C	鉄道整備要望の参考にさせていただきます。	
124	129	第5章	95	339	こと視覚障害者については、パンフレットなどの紙媒体は情報提供の意味をなしません。例えば防災や緊急時の発信アプリなどを視覚障害者でも簡便に、的確に使えるような仕組みにしていきたいと思います。	B	視覚障害者にも必要な情報が伝わるよう、県防災学習センターyoutubeチャンネル「そなえ」で防災に関する啓発を実施しています。	
125	130	第5章	95	341	具体的にどのようなサービスなのか、どのような手続きで配信されるようになるのかをしっかりと視覚障害者にも公報をお願いします。	C	視覚障害者にもサービスの概要や配信手続きが公報されるよう、HPにおけるブラウザ上の音声読み上げ機能の活用等呼びかけてまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
126	131	第5章	95	342	聴覚障害者だけでなく、視覚障害者への情報保障や行動支援策を行ってください。	A	頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。
127	132	第5章	95 96	343 344 345 346 347	単なるお題目としてしか認識することができません。 もっと当事者に災害の際に何が困るのか、困ったのかをヒヤリングするなどして、ニーズをまず明らかにしてください。 先般の能登半島地震など過去の災害の教訓がまったく生かされていないと思います。 特に大きな災害になればなるほど『自助』が最も大切になると個人的には強く感じています。 もう少し緊迫感を以て施策を図っていただきたく。	E	頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	
128	133	第5章	96	350 352	本当にそのようなことができるのですか？具体策を期待しております。	B	災害時に避難所の要配慮者を支援する災害派遣福祉チームに対して研修や訓練を行うなど、引き続き取り組んでまいります。	
129	134	第5章	96	353	「また、策定状況を確認し、未策定の場合、指導等を行います。」 こういう意味がなく、くだらない、施策は不要です。	D	被災時においても、利用者が安心して安全に生活するために業務継続計画の策定は必要不可欠であり、その策定について県が福祉施設を丁寧に支援していくことは重要なことと考えています。 また、非常災害対策計画の策定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第72条第1項で「指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。」と規定されています。また、他の障害福祉サービス事業者もこの規定が準用されます。このため、未策定の指導等は引き続き必要と考えます。	
130	135	第5章	84	270	大人の発達障害について 子供の発達障害については、研究の蓄積や社会的な認知の普及により、対応が進められていると思います。 しかし、こうした認知がない時代に幼少期を過ごした方や、発達障害としての診断を20歳以後の大学卒業前後に受けた方は、その特性から就職時の面接や適性検査に苦労して就職に至らないことや、仮に就職しても、職場の環境等により就労を継続できずに労働市場の周辺を行ったり来たりしていることが多くあります。 これに対し就労の支援や継続の為の支援が進められていることは存じております。ただ、20歳前傷病による年金の制度の対象ではなく、就職しても厚生年金額が相対的に少ないことが見込まれる中、将来にわたり自立し安定的な生活を確保するには、自らの努力による収入では不足します。 埼玉県心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養している保護者が掛け金を負担し、保護者の死亡により障害者に一定の年金が支給されると、伺っています。年金の不足額を一定程度補うことができると思います。 大人の発達障害で被扶養となっていない方でもこの制度が利用できるように施策に盛り込んでいただけないか。	E	障害の状況や加入者(保護者)の要件が該当していれば、発達障害がある方も加入することが可能です。 御意見を参考に制度の普及に努めてまいります。	
131	136	第5章	42 65	12 169	彩の国いどりライブラリの運用に期待しています。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
132	137	第5章	59	122	地域生活支援事業である「代筆・代読事業」を市町村が導入するよう働きかけてください。	C	市町村に対して、御要望をいただいている旨をお伝えしてまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
133	138	第5章	61 85～86	135 278～ 293	これらの施策を乳幼児視覚検診、視覚障害児も対象とするよう組み込んでください。	D	聴覚障害児支援については、厚生労働省及び文部科学省が各都道府県において地域の実情に応じて聴覚児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するに当たり指針を示したものであり、それに基づき作成したものです。 視覚障害児支援については現段階で具体的な指針が示されておりません。	
134	139	第5章	61	138	「視覚障害者への情報保障」を加筆してください。	A	頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。
135	140	第5章	66	170	福祉有償運送事業所に登録できない現状があることを認識してください。	E	福祉有償運送の登録に際して手続上の支障がございましたら、市町村担当窓口又は県交通政策課へご相談ください。	
136	141	第5章	76	219	重度障害者等就労支援特別事業を市町村が導入するよう働きかけてください。	C	引き続き働きかけてまいります。	
137	142	第5章	92	331 332	誘導ブロック周囲のみ出しカンバンなど歩行を妨げる障害物の撤去をお願いします。また、誘導ブロック、エスコートゾーンの敷設、安全な踏切横断のため踏切手前での警告ブロック、踏切内横断ブロックの敷設を推進してください。	A	施策番号332にエスコートゾーンの設置を追加します。 施策番号331、332については、今後も継続的に取り組んでまいります。	・・・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの設置を積極的に推進します。
138	143	第5章	93	335	音響信号機設置と24時間作動を推進してください。	C	具体的な計画はないが、要望等を反映して、音響信号機の設置及び運用時間の拡大を図っているため。	
139	144	第5章	95～97	338～ 355	災害時要援護者登録の普及啓発により援護を必要とする障害者を掘り起こしてください。また、安否確認に有効と考えられる手段、例えば眼科医会、視能訓練士会などとの連携を諮ることも検討してください。 能登半島地震を検証し防災計画、避難計画、避難所のあり方について見直しをお願いします。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
140	150	第5章	42	11	(2) 福祉教育 地域交流の支援 11⇒削除 <理由> 特別支援学校や特別支援学級に分けた上で交流というのは、分けてもいいという差別や偏見を助長することになる	D	原案にある取組は推進する考えであることから、ご意見を反映することはできませんでした。 特別支援学校、特別支援学級は障害のある児童生徒の社会自立に向けた支援の形態として重要なものであると考えております。その上で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べるよう県として支援籍学習や交流及び共同学習を推進しております。	
141	151	第5章	78		(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 ⇒インクルーシブ教育に向けた共に学ぶ教育の推進 <理由> 国連障害者権利委員会からインクルーシブ教育システム(特別支援教育)は分離教育であること、インクルーシブ教育を進めることの総括所見が出されている	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
142	152	第5章	78	226	小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を提供します。⇒小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒と障害のない生徒が共に学ぶための支援を充実します。 <理由> 多様な学びの場は、医療に基づく分離教育であると総括所見で懸念が出されている。単に障害のある児童生徒への支援ということではなく、共に学び関係性を育むことへの支援が必要	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導については障害のある児童生徒の社会自立に向けた支援の形態として重要なものであると考えております。その上で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べるよう県として支援籍学習や交流及び共同学習を推進しております。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
143	153	第5章	78	228	通常学級で共に学ぶ取組事例の提供は、具体的に一歩進んだと評価したい。さらに、情報が届きやすい方法を工夫してほしい	C	広く県民の皆様に見ていただけるよう、掲載方法については今後も検討してまいります。	
144	155	第5章	81	248	【障害者対応トイレ(多機能トイレ)】⇒車イスの生徒がエレベーターを使用している写真とかにする	D	高等学校におけるバリアフリー化において、「障害者対応トイレ(多機能トイレ)」は全校に設置する整備計画であり、代表的な写真と考えております。	
145	156	第5章	81	249	削除 理由> 小中学校、高等学校で共に学ぶ教育を進め、これ以上分離してはならない	D	現在、知的障害特別支援学校においては、過密状況にあり、子供たちの学習環境を整備する必要があるため、案の修正は行いません。 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実に努めてまいります。	
146	157	第5章	85 86		(教員研修に関する提案)の所で、聴覚障害を持つ教員への理解、環境の整備と共に、聴覚障害+他の障害を合わせ持つ、「重複」いわゆる、ろう重複についても含め研修を行うべきであると思います。ろう重複の対応が大変苦勞されていると思うのでしっかり学んでほしい	C	今後、研修を計画する際の貴重な意見として承ります。	
147	158	第5章	85 86		(難聴児の早期支援の充実) 記載が、聴覚特別支援学校等とありますが、訂正願います。 →特別支援学校でよいと思います。他にも同様に文言があるので変更してください。	B	難聴児は、特別支援学校だけでなく、小中学校等の学校にも在籍しているため。	
148	159	第5章	80		(相談体制、交流及び共同学習の充実) 特別支援校において、手話を要する場合、手話での相談が可能にできるよう配慮が必要である。 できるかぎり手話ができる者や同じ聴覚障害などの配慮を望みます。デリケートな話やプライバシーを守るため、また聴覚障害を持つ子ども達へのメンタルケア、思春期にも対応してもらいたい。	C	今後、特別支援学校における相談体制をさらに充実できるよう、貴重な意見として賜ります。	
149	161	第5章	45	33	障害者虐待に係る通報等に関して、精神科病院に入院中の患者さん本人の通信面会の自由が保障されているのかどうか重要だと思います。院内から、県の関係部局、人権擁護機関への通報手段が確保できているかの点検をお願いしたい。	D	虐待通報のみならず、権利擁護の観点から通信手段の確保は重要であり、毎年度実施している精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6に基づく、精神科病院への実地指導にて、適正に整備されているかを確認しております。	
150	162	第5章	49	57	精神科病院の社会的入院患者の地域生活移行人数の数値目標をきちんと設定してください。 1年以上長期入院患者数 65歳以上、未滿とも数値目標が令和4年とほとんど変わらないのはなぜなのか。患者さんらの高齢化も理由と思われるが、このまま病床数を維持していくと、新たな「認知症」の方々の受け皿となっていくことを懸念します。	C	ご意見として承ります。 なお、1年以上長期入院患者数の数値目標は、国が示した参考目標値を既に達成していたため、実際の患者数の長期的な増減推移及び減少率の移動平均等から算出し、設定いたしました。	
151	163	第5章	51		以下の項目を追加して下さい。「法改正により重度訪問介護利用者で区分6の人に限って、日常生活で利用しているヘルパーを入院時にも利用できるようになりました。このことを県内各市町村へ周知徹底するとともに、国に対して、対象以外の人でも必要とする人には派遣できるよう働きかけます。」	C	御意見を踏まえ、福祉サービスの周知に努めてまいります。	
152	164	第5章	56	103	令和8年度までの施設入所者削減の数値目標を設定して下さい。国は確か5%の数値目標を設定していたはずでは、入所数がいつまでたっても現状維持では、せつかくの施設から地域生活へというシフト変換も意味をなさなくなるのではないのか！	C	本県では入所希望者が多いという状況から、第7期計画においては当数値目標を設定しないこととしています。しかしながら、ご意見のとおり施設からの地域移行の促進は重要な課題であると認識しておりますので、ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
153	165	第5章	66	170	超高齢化社会がせまっている中、増々需要が見込まれます。しかし今のシステムでは、運用のための手続きが複雑で負担が重くなっています。ましてやドライバーの方も高齢化が進んでいるところもあり、なり手不足も心配されます。制度の簡略化とともに事業所が継続できる料金体系を再考していただきたい。	E	令和5年11月2日付の道路運送法施行規則の改正により、福祉有償運送の更新において必要な書類が簡略化されたところです。 また、旅客から收受する対価の上限額についても、令和5年12月28日付け「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」の改正により、当該地域におけるタクシーの上限運賃の約8割であることに変更されています。 今後も国の制度変更について状況を注視し、関係各所と適切に情報の共有を図って参ります。	
154	166	第5章	66	173	この制度は、利用者にとって「使い勝手」が良いという一定の評価はあります。しかし、これを運用する事業所の中には、ギリギリのところでもやりくりしている所もあり、支援体制を含め、大幅改善する時期に来ているのではないのでしょうか。より多くの事業所が参入してくれるようなしなみを期待します。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
155	167	第5章	75	214	県の機関での職場実習の極的受け入れは大変重要な取り組みだと思います。このことを、市町村単位にまで定着してほしいので、機会あることにアピールしてもらいたい。	E	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
156	168	第5章	75	216	県庁内福祉の店「かつぼ」の取り組みはたいへん意義のあることで長年継続して支援して下さっている関係者の皆様に敬意を表します。単にシンボリックな存在だけでなく、運用における様々な課題を蓄積しつつ、次に生かすような地道な取り組みに期待します。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
157	169	第5章	78	226	「支援籍」は、原則通常学級へという流れが定着するまで、あくまでも過渡的な制度としてあるという押えが必要と思う。別学体制があるからこそあらためて「共に学ぶ環境づくり」とか交流教育の必要性とかが出てくるわけで、国連障害者権利委員会の指摘のように本来のインクルーシブ教育の流れにはそぐわない。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
158	170	第5章	78	227	この項目が新しく加えられたことを評価します。障害のある生徒も支援を受けながら通常学級で学んでいるということ「就学相談」の場でもきちんと本人、保護者に伝えてほしい。	B	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。 また、引き続き市町村教育委員会へ働きかけてまいります。	
159	171	第5章	79	232	「特別支援教育の従事者等を講師に」よりも、通常学級で障害児を受け入れた経験のある教職員の講師が先ではないか。どうしても別け隔てなく現場で学習や日課が組み立てられるのかの研修こそ最も必要性があるのではないのか。	C	頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。 障害がある幼児児童生徒への支援は様々なものが考えられ、研修の講師においては専門的な知見を持つものがふさわしいと考えております。しかし、現場の経験においても好事例として研修に共有できるものもあるため、今後検討してまいります。	
160	172	第5章	80	241	「障害のある児童生徒に対する適切な教育が行われるよう」の次に以下の文言を入れて下さい。 ⇒「また、通常学級での受け入れ環境・体制が適切に整えられるように努めます。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。 頂いた御意見の趣旨も含めて担当教員の専門性と資質の向上に取り組んでまいります。	
161	173	第5章	80	247	特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化しますとあるが、特別支援学校では障害児の通常学級での受け入れ経験は蓄積されていないので、すべてを網羅した真のセンター的機能は期待できない。各市町村教育局の教育センターが加わるべきだろう。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。 表記は原案のままさせていただきますが、御意見を踏まえ関係機関と連携を図りながら取り組んで参ります。	
162	174	第5章	81	249	就学者数の減少にかかわらず、あいかわらず特別支援学校の児童生徒増が続いていることの分析をいまいちどお願いしたい。今の普通学校の受け入れ体制に期待できないということなら、現在の学校教育体制そのもののあり方が問われますから、増設の前に、いかにしたら「地域の学校」で受け入れ可能かを考えることが先決だと思います。	C	現在、知的障害特別支援学校においては、過密状況にあり、子供たちの学習環境を整備する必要があるため、案の修正は行いません。 頂いた御意見については、今後の取り組みを進めるにあたり、参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
163	175	第5章	90	319	精神病院に対する実地指導および入院患者に対する実地審査の結果を可能な限り、広く県民に結果報告していただきたい。それだけでも患者の人権・処遇改善につながるのでは。	D	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第1項及び第2項に基づく改善命令に病院の管理者が従わない場合において、同条3項により都道府県知事はその旨を公表することができることとされているため、該当の事例があれば対応について検討いたします。	
164	177	第5章	79	234	発達障害だけでなく高次脳機能障害についても理解を深め、症状の違いを知った上での指導方法の研修をお願いしたい。	C	頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。研修においては、発達障害だけでなく、様々な障害について取り上げております。障害特性や指導・支援方法についても今後さらに研究してまいります。今後、研修を計画する際の貴重な意見として賜ります。	
165	180	第5章	56	103	(1)施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 ＜施策番号103記述の追加をしてほしい＞ なお、埼玉県は障害者支援施設の入所希望待機者が1,600人以上おり、今後も障害者支援施設の整備を進めます。	B	障害者支援施設の整備については、施策番号102において対応させていただきます。	
166	182	第5章	46～50		1 地域生活支援体制の充実 (1)相談支援体制などの充実 ＜施策の追加をしてほしい＞ 多くの短期入所事業は入所施設併設型であり、短期入所事業は入所施設職員が兼任しており、必要な時に短期入所をすぐ利用できることは困難です。必要な時にすぐに利用できるように、地域生活支援拠点の事業として単独型短期入所施設を整備し改善を進めます。	E	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
167	183	第5章	41		意見3. 合理的配慮など「障害者権利条約の原則」の理解啓発が必要 (1)啓発・広報活動の推進 ＜施策の追加をしてほしい＞ 合理的配慮などの「障害者権利条約の原則」について理解の啓発を推進します。	C	頂いた御意見は、5章－Iの「2 差別解消の推進」に掲げる施策の実施において参考とさせていただきます。	
168	184	第5章	47	47	意見4. 相談支援の充実のため相談支援員の増員が必要 P47 (1)相談支援体制などの充実 施策番号47 ＜施策番号47記述の追加をしてほしい＞ 障害者相談支援事業の相談支援員が担当する人数が多十分な相談が困難なため、相談支援員の増員などの改善を進めます。	C	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
169	187	第5章	41	6	義足・人工関節を使用している方や内部障害・難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめ、障害者に関するマークの普及啓発を推進します。 【意見】 「ヘルプマーク」(資料として掲載しています。) ※資料が生かされます。	A	頂いた御意見の趣旨を踏まえ、修正させていただきます。	施策番号6に、「(第9章に「障害者に関するマーク」を掲載しています。)」と記述を加えます。
170	188	第5章	42	11	特別支援学校と地域の小・中学校等、高校との交流及び共同学習や校外行事活動時の地域施設の利用、支援学習を通して共に生きる社会づくりを推進します。 【意見】 何処かで、説明しているかもしれませんが、「等」の具体的なものがわかりません。	E	小・中学校等には義務教育学校が含まれます。	
171	189	第5章	43	24	各種資格の取得や施設・サービスの利用などにおいて、障害者であるとの事由のみをもって対象から排除している「欠格事由」の条項について点検を行い、障害者の人権の確保を図ります。 【意見】 県として、欠格条項について、判断できるものがあるのですか。	C	「障害者であることの事由のみ」を理由としている場合は、障害者差別解消法における不当な差別的取扱いに該当する可能性があるため、そのようなことがないよう事業者等への周知に努めてまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
172	190	第5章	45	33	報告徴収 【意見】 「報告・聴取」ではありませんか？	D	令和6年4月1日施行の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の5に「報告徴収等」という記載がございます。そのため、本計画ではこのような記載としております。	
173	191	第5章	45	35	障害者施策の着実な推進のために、埼玉県障害者施策推進協議会をはじめとした様々な場面で、障害者が参加する機会を設けます。 【意見】 ・・・をはじめとした協議会やバリアフリー、交通政策に関わる検討会など様々な場面で、障害者が参加する機会を設けます。 ※他部署の検討にも積極的に呼びかけるべきです。	D	県の附属機関及び委員会等の委員の専任については、法令及び要綱等の規定に基づき各所管課が個別に行っております。	
174	192	第5章	49	55	入所施設等から地域生活への移行について、地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行うことより、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。(再掲) 【意見】 →必要なサービス提供体制の整備により、意思決定を適切に支援しながら、住まいの場が選択でき、希望する地域での暮らしを実現することができるよう支援します。	B	ご意見の趣旨は原案の文章においても同趣旨と考えますので、原案のままとさせていただきます。ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	
175	193	第5章	52	72	福祉サービスを担う人材の確保を図るため、無料職業紹介事業や事業者又は施設からの求人、処遇改善などに係る相談事業などを行います。また、福祉を支える人材の養成や資質の向上を図るため、社会福祉事業従事者などへの研修を行います。 【意見】 社会福祉課とともに全庁的な課題にしていきます。	B	人材確保や人材育成については、「Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する 1 地域生活支援体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実」に示したとおり、関係課が連携して取り組んでまいります。	
176	194	第5章	53	81	地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。 【意見】 地域包括支援センター職員等に対し、若者とともに、障害児者を介護するケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。	B	本研修については、地域包括支援センターのほか、障害者の相談支援事業所の職員も対象としております。	
177	195	第5章	55	93	重症心身障害児や医療的ケア児及びその家族(ケアラー)の支援に当たっては、その人数やニーズなどを把握し、必要な支援を行います。 【意見】 重症心身障害児や医療的ケア児及びその家族(ケアラー)の支援に当たっては、その人数やニーズなどを家族への聞き取り、相談機関との連携により実態把握し、必要な支援を行います。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
178	196	第5章	68	184	スポーツ科学に基づく発掘・育成から強化支援まで一貫したサポート体制を整備します。健常者と障害者のアスリートを一体的に支援する体制を構築することで、将来、国内主要大会・国際大会で活躍する県ゆかりのアスリートの輩出を目指します。 【意見】 スポーツ科学に基づく発掘・育成から強化支援まで一貫したサポート体制を整備します。障害者の体力向上を目指すとともに、健常者と障害者のアスリートを一体的に支援する体制を構築することで、将来、国内主要大会・国際大会で活躍する県ゆかりのアスリートの輩出を目指します。	B	施策184は国内主要大会や国際大会にすでに出場している県ゆかりのアスリートを対象とした施策です。「障害者の体力向上を目指す」ことについては、施策180で、「スポーツを通して、社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために各種スポーツ大会を開催します。」として、施策にすでに反映しています。	
179	197	第5章	73	207	就労継続支援B型事業所などにおける工賃向上の取組を支援します。 【意見】 就労継続支援B型事業所などにおける内職受注の請負額の向上や自主製品の交流などを通して、工賃向上の取組を支援します。	C	ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
180	198	第5章	81	249	県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対応するため、埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、既存の特別支援学校における校舎の増築を進めるなど、学習環境の整備及び充実を図ります。また、校舎等の建物や設備などの大規模改修を計画的に推進します。  【意見】 県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対応するため、埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、既存の特別支援学校における校舎の増築のみにせず、新規開校などを進めるなど、学習環境の整備及び充実を図ります。また、校舎等の建物や設備などの大規模改修を計画的に推進します。	C	頂いたご意見については、今後の取組を進めるにあたり、参考とさせていただきます。	
181	199	第5章	82	255	看護・介護の必要性の高い重症心身障害児(者)をケアする入所施設に対し、手厚い職員配置を行えるよう支援し、利用者の処遇の向上を図ります。  【意見】 ※ぜひ行ってほしいです。	B	御意見を踏まえ事業の着実な実施に努めてまいります。	
182	200	第5章	88	300	難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービス(居宅介護)、ショートステイ(短期入所)及び日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。  【意見】 福祉サービスを難病患者に周知するとともに充実します。  ※利用できるサービス知られることも大切。	C	御意見を踏まえ、福祉サービスの周知に努めてまいります。	
183	201	第5章	94	337	障害者や高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、多機能トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援するとともに、それらの推進について鉄道事業者に働きかけます。併せて、駅前広場の整備を支援し、バリアフリーの生活空間の整備を推進します。  【意見】 障害者や高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、多機能トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援するとともに、それらの推進と有人駅サービスを守るように鉄道事業者に働きかけます。併せて、駅前広場の整備を支援し、バリアフリーの生活空間の整備を推進します。	C	鉄道整備要望の参考にさせていただきます。	
184	202	第5章	95	344	市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。  【意見】 過去の地震や水害の経験に学ぶことを重視し、市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。	A	頂いた御意見を踏まえ、修正いたします。	過去の地震や水害の経験に学ぶことを重視し、市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。
185	203	第5章	97	359	県民に重大な影響を及ぼす感染症の患者を受け入れる感染症病床の整備を進めるとともに、埼玉県感染症予防計画に基づく医療提供体制の確保に取り組みます。  【意見】 県民に重大な影響を及ぼす感染症の患者を受け入れる感染症病床の整備を進めるとともに、埼玉県感染症予防計画に基づく医療提供体制の確保に取り組みます。また、保健所の機能の充実、増設をすすめます。	A	保健所の機能の充実については、令和6年4月施行予定の埼玉県感染症予防計画において、保健所の機能の充実について記載があり、御意見の趣旨を計画案に反映します。 一方、保健所の増設については、地域保健法に基づく指針に「保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一体的に実施することが望ましいことから、人口20万人以上の市は保健所政令市への移行を検討すること」とされているため、計画案への反映はしません。県としても、該当する市が新たに保健所の設置を希望する場合には、できる限りの支援をしてまいります。	県民に重大な影響を及ぼす感染症の患者を受け入れる感染症病床の整備を進めるとともに、埼玉県感染症予防計画に基づく医療提供体制の確保等に取り組みます。
186	204	第5章	52	74	人材確保のための施策で合同入職式とあるが、これは確保してからの方策であり、確保する施策ではない。74の施策としては筋違いで、不適当である。入職したくなる施策に変更すること。	A	頂いたご意見を踏まえ、修正いたします。	障害福祉サービス等の提供を担う人材の定着を図るため、

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
187	206	第5章	56	98 ～ 103	施設入所支援の機能充実、サービスの質向上の項目では雑拙で放置されている入所待機者(約1600人)が増えるだけであり、質の向上は当然のことながらもっと圧倒的に増やすことを前提とすること。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
188	207	第5章	57	105	グループホームこそ、質の向上が求められているが、県は盛んに目標を超過達成していることを誇らしげに強調しているが、中身はとんでもないこと路、つまり数だけがが増えていないことで、決して誇れない問題だ。入りたくないグループホームが増えているのは、多分に株式会社依存の現れである。提出分が出ている以上、建設は認めざるを得ないというやり方は克服すべきだ。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
189	208	第5章	91	327	県有施設の建設、大改造計画時は、事前に障害者団体や、県福祉のまちづくり推進協議会に意見を聞く場を設けること。これは埼玉会館の大改築時になく、後から、規則に基づいてやっているなんて言い訳されたが、車いすでは控室も部タイへも上がれない構造だった。つまり規則基準は最低条件であって、それで良いことにはならない。バリアフリーにも進歩が必要だからだ。最近も新しい物とか、大改造がうわさされているが、これまでの鉄はふまないように願いたい。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
190	209	第5章	95 96	338 ～ 353	防災対策の一層の強化。特に埼玉県等の風水害等の基準が甘い。ハザードマップのみなおしを！避難できない避難所は放置しないこと。他	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、水防法上、洪水ハザードマップの作成義務のある関係市町は、想定し得る最大規模の降雨をもとに、全市町完成済みです。	
191	210	第5章	56	103	ショートステイも予約がいっぱいで、利用したい時に利用することができません。充実をお願いします。	C	ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	
192	211	第5章	57		3 住まいの場の確保(全体へ意見)→国連の権利条約の勧告にもあるよう地域への移行は必須ですが、その受け皿となる住居、グループホームの数がまったく足りていません。 障害のある人も、自分の住みたい場所に住めるグループホームや一人暮らしの選択肢が、当たり前にあるようにしてください。	C	ご意見を踏まえ取組を進めてまいります。	
193	212	第5章	57 58	112 116	障害のある人への知識や理解がないために、障害者が住宅を借りられないということが多いので、障害種別ごとに利用できるサポートを物件のオーナーに説明する、普段から身近にいる障害者に関心を持ってもらうなどの障害理解に向けて啓発をお願いします。	C	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
194	213	第5章	66	172	生活サポートの移動支援を使いたいと思ってもいつも、予約がいっぱいで使いたい時に使えません。 ヘルパー不足など福祉人材の確保ができるよう、福祉人材の待遇改善をお願いします。	E	支援に必要な適切な人員配置が行われるような報酬に見直されるよう、引き続き国に要望してまいります。	
195	215	第5章	80	242	児童生徒のメンタルヘルスリテラシーの向上とありますが、教員不足の中で更に教員の仕事を増やすのではなく、スクールカウンセラーを各学校に常勤で配置しメンタルヘルスリテラシーの向上をお願いします。 巡回のカウンセラーではなく、各小中学校に常勤のカウンセラーを配置することで、教員の業務削減し、児童生徒だけでなく教職員のメンタルケアもすることで、あらかじめ、先生たちがメンタルを病まない環境を作り、児童生徒が安心して過ごせる環境の学校になります。	C	本取組は、心の不調が急増する思春期の児童生徒と周囲の大人が、正しい知識を獲得し、心の不調に早期に気付く力やSOSを出させる力を身に付けること、そのSOSを適切に受け止めることなどを目指しております。 子供たちの悩みや不安、心身の不調を早期発見、早期対応することで、問題が深刻化・長期化することを未然に防ぐことは、結果的に教員の負担軽減にもなると考えています。 本取組が教職員の負担のみを増大させるようなものにならないよう実施段階にて配慮していくとともに、スクールカウンセラーを含む専門知識を有する人材の配置充実についても引き続き検討してまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
196	216	第5章	95	346	福祉避難所についてですが、福祉避難所となる施設には、もともと利用している方がいるので、福祉避難所として受け入れられる人数は、非常に少なくおそらくですが、一つの施設につき受け入れられるのは1～2人くらいではないかと思えます。 また、受け入れ人数に限りがあるため、障害者の家族と一緒に避難できない場合も多くあると聞いています。災害時に家族と離れて生活するというのは、障害のある人にとっても、家族にとっても、ものすごく負担になりますので、避難場所となる体育館のある小学校校舎内にも福祉避難所を設置してください。 新座市では、福祉避難所を地域の小学校の校舎内家庭科室に設置しています。でも県内すべての市でもぜひご検討をお願いします。 また新座市では、「新座市ふれあい防災キャンプ」という小学校体育館に宿泊訓練もできる防災訓練もしていますのでぜひ県内すべてで取り入れてほしいです。環境の変化が苦手な障害者にとって、事前に体験しておくことは、パニックを減らすために非常に有益なので、これも取り入れてほしいです。 こういった防災訓練によって、自分たちの住む地域にどういった障害を持つ人が居住しているかを、台帳だけでなく直接顔をあわせて知るチャンスでもあるので、町内会などを通じて、健康者と障害者の両方に、防災訓練への参加を呼びかけてほしいです。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
197	217	第5章	56	102	施設入所支援の現場でも、入所者の重度化、高齢化が進んでいます。小規模で、強度行動障害など支援の困難な入所者に応じた職員の加配など具体的な対応を望みます。 特に、強度行動障害で、自傷他害などのため、マンツーマンでの対応や特別の夜間体制の編成(30名の入所者に対して3名の夜間職員体制)が必要となり、ただでさえ人で不足の中、管理者、職員の加重、超過勤務によって辛うじて支えられているのが現状です。特に、規模の小さい施設ではもともと人員配置数が少ないため、経営的にも人員配置上もきびしさが増えています。短期入所枠も十分に活用できない状況となっています。	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
198	218	第5章	57	106	埼玉県内でも人口の多い県南部、東部地域に重度障害者の、短期入所機能を有する入所施設もしくはグループホームの計画的整備なしに埼玉県の入所待機者問題の縮小、解消はないと思っています。計画案では、「重度障害者の地域移行を進めるため」としていますが、入所施設の重度障害の人に地域での暮らしの場としてグループホームを想定するなら、バリアフリー対応の設備などのハード面、食事、排せつ、入浴、移動など支援人員などのソフト面両面において国が示す基準では無理です。 また、実際には、入所施設からの地域移行のニーズだけではなく、家族介護の限界から、家族との地域生活からのグループホームのニーズも相当数あるのが現実です。入所施設の待機者の中にも、自宅に近いところに重度者に対応したグループホームがあれば、そちらを希望するケースも多いものと思われれます。ニーズ、実態の把握にもとづく計画的な整備を県のイニシアチブで進めていくことが必要と考えます。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	
199	221	第5章	78		③ P78IV 1 の(1)に「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進」とあるが「インクルーシブ教育構築に向けた共に育ち、共に学ぶ教育を推進」でない国連勧告と矛盾してしまう。 227 は一歩前進、評価できる。 (2)の 232 ではまず何よりも「通常学級で共に学ぶ実践事例を教職員研修で学ぶ機会を設ける。」を入れることが必要。	C	国が進めているインクルーシブ教育システムの構築を受け、県としても、さらに障害のある児童生徒、障害のない児童生徒が共に学べるよう取組を進めてまいります。 現状、通常の学級においても支援を要する児童生徒が在籍している可能性があります。ご意見のとおり通常の学級における支援方法や好事例を研修において取り上げてまいります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
200	223	第5章	47	43	<p>◆意見1 [P. 47「施策番号: 43【新】」のところ] 子どもの高次脳機能障害について、意見交換だけでなく、市町村の計画や計画策定のためのアンケート結果、子ども関係の会議の会議録などの調査も、施策に加え、さらに、「埼玉県子育て応援行動計画」に記載されているように「地域における支援体制づくりを進め」ていくことを計画に記して下さい。</p> <p>◆理由1 「福祉行政報告例「第21の3市町村における相談支援」で、市町村が国や埼玉県に報告している数字には、子どもの高次脳機能障害の相談人数が含まれています。</p> <p>来年度からの計画策定のために市町村が実施したアンケート調査結果のうち、川越市や草加市の報告書には、子どもの高次脳機能障害のことが記されていました。</p> <p>また、春日部市のホームページで公開されている「令和5年度第1回春日部市青少年健全育成審議会」の会議録には、委員の「高次脳機能障害を持った児童に対しての専門的なサービスが必要であると感じます。」といった発言が記されています。</p> <p><a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/25/R5kaigirokul.pdf">https://www.city.kasukabe.lg.jp/material/files/group/25/R5kaigirokul.pdf</a></p> <p>平成18年2月24日開催された平成17年度第2回地方支援拠点機関等連絡協議会の資料(高次脳機能障害支援モデル事業)の「高次脳機能障害支援モデル事業のまとめ」(埼玉県)には、残された課題として「④子供及び思春期にある若者に対する就学支援が十分ではない。」ということが記されています。</p> <p>また、「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2～6年度)には、「(キ)高次脳機能障害を有する障害児が適切な支援を受けられるよう、医療や療育などの関係者の理解を深めるとともに、地域における支援体制づくりを進めます。」といったことが記されています。</p>	C	御意見として承ります。 まずは当事者とその家族、関係団体などの意見交換を通じて支援ニーズの把握に努めます。	
201	80	第6章	11 49 99		精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)の目標数値を、実績数に関わりなく高める必要がある。国連障害者権利委員会の総括所見で指摘されている。	C	ご意見として承ります。 なお、1年以上長期入院患者数の数値目標は、国が示した参考目標値を既に達成していたため、実際の患者数の長期的な増減推移及び減少率の移動平均等から算出し、設定いたしました。	
202	53	第7章(※)			<p>今回の計画案では第7章が集計作業中のため未記載となっておりますが、計画では、障害保健福祉圏域を定め、圏域ごとのに必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量について定めるとされています。</p> <p>現計画(第6期計画)を見ると見込量はあるものの、その見込量の確保のための方策については記載がありません。国の基本指針では「定めるよう努めなければならない事項」とされているため必須ではありませんが、次期計画では確保方策及び現在のサービスの供給量(定員数)についても記載すべきであると考えます。理由は次のとおりです。</p> <p>①障害福祉(児)計画は、需要に対して必要な供給量を確保し、サービス提供を保障することを目的としています。そのため、需要(見込量)に対し、どれだけ供給量が不足していて、今後どれだけ整備する必要があるのか明らかにし、具体的な確保方策を計画に落とし込むことで計画の実行性が担保されると考えます。</p> <p>②政令市や中核市を除けば、障害福祉サービス等の指定権限は県にあるため、一般の市町村は主体的に需給調整を行うことができません。また、単位自治体で需給を一致させる必要はなく、障害保健福祉圏域、より広域での需給調整を図る必要があります。</p> <p>以上、ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
203	9	その他			<p>初めまして、療育手帳を有する児童の父親です。</p> <p>この計画支援での意見する事では無いのかもしれませんが、意見致します。</p> <p>障害の程度による生活支援の差の是正は考えてないのでしょうか。確かに障害の程度が高い方が生活が大変であるのでインフラによる生活支援が厚くする必要があると思います。</p> <p>しかしながら、生活支援の給付や交通の利用や税の控除等の大方が、金額的に大きな差があり障害者の中での差別があるように思えます。</p> <p>食事、交通、生活物資は購入する場合の費用は、みな同じはずで少し程度の低い障害者への支給等はないよりあるだけまし程度ではないかと思うほどです。(何年前の物価での計算ですか。これで何が買えるのと思うほど)</p> <p>限りある財源ではあることは分かりますが、健常者と障害者との差別を無くす努力は必要ですが、障害者の中での差別を付ける事の無い取り組みをして頂きたい。</p>	E	障害者手帳には障害の程度などに応じた等級が定められております。また、福祉サービスや税控除額などは、それぞれの制度ごとに障害等級等に応じた支援内容が個別に定められております。その基準や内容等について、本計画で定めるものではないため、御意見として承ります。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
204	14	その他			<p>第2章 障害者の現状と制度改革</p> <p>4 障害の現状と問題点</p> <p>(2) 障害者の地域生活の充実と社会参加について</p> <p>ア 地域生活の支援について</p> <p>総合支援法が改正され、障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項などが定められました。</p> <p>→ どこで誰とどのように暮らすかは改正法で重視する基本的視点の一つと考えます。そこには生活の場所や時間の概念だけでなく、状態についても当然要件として含まれなければなりません。平常時だけではなく入院した時についても保障されなければなりません、本計画においてはそのことが全く表記されておりません。</p> <p>(5) 障害者の安心安全な暮らしについて</p> <p>イ 保健医療サービスの充実について</p> <p>身近な医療機関で適切な医療サービスが受けられる環境整備が求められていますが、本件には障害を専門とする医療機関がまだまだ少ない現状にあります。</p> <p>第3章 取り組むべき課題</p> <p>5 安心・安全な環境整備の推進</p> <p>→ この中にも入院時という視点は見当たりません。</p> <p>第4章 施策体系</p> <p>→ この中にも入院時という視点は見当たりません。</p> <p>第5章 施策の展開</p> <p>V 安心安全な環境を作る</p> <p>2 保健医療サービスの充実</p> <p>→ この中にも入院時という視点は見当たりません。</p> <p>一方、令和5年11月30日付けで 下記の事務連絡が埼玉県から各事業所宛に配信されております 令和5年11月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p> <p>「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」 記 コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院時における支援について (中略)</p> <p>2 具体的な対応について</p> <p>(1) 都道府県や市町村における対応 都道府県や市町村においては、別添1の資料により、必要に応じ、特別なコミュニケーション支援を必要とする重度障害者が入院中に重度訪問介護を利用できるように、医療機関や重度訪問介護事業所等との調整にご協力いただきたい。</p> <p>(2) 医療機関における対応 医療機関においては、別添1の資料を医療機関内の医師や看護師、社会福祉士等に対し周知いただくとともに、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害児者が入院する際の支援者の付添いについて、院内感染対策に留意しつつ受入れをご検討いただきたい。</p> <p>(3) 重度訪問介護事業所における対応 重度訪問介護事業所は、医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たり、医療機関や相談支援事業所等との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関における院内感染対策も含め、関係機関・関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。</p> <p>以上の理由から、今次の埼玉県障害者支援計画においては、上記の該当箇所に(重度障害者の)入院時における支援体制についての項目を加入していただきたく要望いたします。</p>	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	
205	27	その他			<p>障害施策推進会議の議事録を、会議終了後2か月以内に公開することを、推進会議の規定に記載してください。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>6月に開催された第1回会議録の公開は11月後半、9月に開催された第2回会議録の公開は12月でした。公開されている会議なので、議論の過程をタイムリーに閲覧できる必要があるため。会議開催後2か月後までには、公開いただきたいです。</p>	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
206	49	その他			<p>参政権 郵便投票を等級で限定しないで、高齢者、障害者が投票所に行くことが困難を抱えている人に拡大して欲しい。</p>	E	御意見として受け止めさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
207	50	その他			今の内閣府の「障害者政策委員会」でなく国から独立した「国内人権機関」を設置して全ての人の人権を守るものにする。	E	国の行政機構に関する御意見のため、本県の立場からは回答できません。	
208	52	その他			地域移行をすすめ、地域生活を送るためには、地域から孤立しないように地域サービスや社会資源の充実に取り組むことや、一般の人向けのサービスや資源が障害者にも対応できるようにすることが先だと考えます。さらなる家族依存にならないようにしていただきたいです。	E	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
209	81	その他	12 93		ホームドアの設置数に限らず、①音響式信号機、②駅のエレベーター、③バリアフリー化された公共施設、大型店舗の設置状況など障害者の生活空間を網羅する必要がある。	C	頂いた御意見については、数値目標の設定になじまないものもあるため、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、音響式信号機の設置数については、県警ホームページの「音響式信号機設置場所一覧」において確認できます。	
210	85	その他	34		「包括的差別禁止」の概念が主流となっている現在、障害・性別・子ども・年齢・民族・宗教・LGBTQ等、全ての人の差別を禁止するという表現の中の「障害」という位置づけが望ましい。加えて、差別被害にあった者に包括的救済を提供することを明らかにしていく必要がある。 その意味で、「埼玉県障害のある人もない人も安心して暮らしていける共生社会づくり条例」を改正するか、あるいは新たに「埼玉県障害者差別解消推進条例(仮称)」を制定し、①知事は、必要があると認めるときは、障害を理由とする差別を行った者に対して、障害を理由とする差別を解消するために必要な対応をするよう勧告することができること。②知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができること、などを明文化することにより、障害者差別解消の実効性をあげていくことが重要と考える。 なお、国連の障害者の権利に関する委員会が、「日本の第1回政府報告に関する総括所見」で述べた勧告内容は以下のとおり。 (参考) 「委員会は、一般的意見第6号(2018年)平等と無差別に則して、締約国に以下を勧告する。(a) 障害、性別、年齢、民族、宗教、ジェンダー自認、性的指向及びその他いかなる身分を理由とした、複合的かつ交差的な差別形態、及び合理的配慮の拒否を含め、本条約に合致し、障害に基づく差別を禁止するために、障害者差別解消法を見直すこと。」	C	御意見として受け止めさせていただきます。	
211	86	その他	11 12 20 21 70～76 100		重度障害者、精神障害者の週所定労働時間が10時間以上20時間未満も雇用率に算定されるようになったが、その分、常勤雇用を減らすことなどがないように注視していく必要がある。また、地方公共団体の雇用率目標をより高く設定することにより、民間企業の雇用率を押し上げる効果がある(【例】2.6%→4%)。民間企業に義務づける障害者の雇用率は、2026年度中に2.7%に段階的に引き上げられるが、福祉的就労より民間企業の雇用を促進すべきであること、また慢性的な人手不足を考慮すれば、目標を4%に設定しても不思議ではない。雇用納付金を障害者一人当たり月額5万円から6万円を条例化するなど、思い切った工夫も必要である。同一労働、同一賃金の徹底は言うまでもなく、障害者自身が起業する際の助成金の審査等も、差別があってはならない。 さらに、重度障害者の就労の際、あるいは在宅でリモートワークをする際の介助費用を負担するシステムを、県の単独事業として確立してほしい。	E	頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。 また、取組を実施するに当たり、民間事業者に週所定労働時間10時間以上20時間未満の雇用が障害者雇用率に算定できるようになった法改正の趣旨を啓発してまいります。	
212	87	その他	38 95～97		災害時には、障害者の個別のニーズに合った具体的な支援が、生命を守るという意味で不可欠である。県は各市町村が、支援の必要な障害者の人数分の福祉避難所を確保しているのか、もし確保できないのであれば広域的自治体としてどのようなバックアップ体制が可能なのかということも、常に把握し予算化しておく必要がある。また、一次避難所となる学校等施設のバリアフリー化、洋式トイレ、簡易ベッド、水、食料、冷暖房器具、生理用品などの準備も欠かせない。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
213	88	その他	25 45 65 69 91～94		<p>新規の建設はもとより、既存の公共施設の改修の際には必ず障害当事者の意見を聴き、より障害者、高齢者等が使いやすい施設にしていく必要がある。最近の例では「伊豆潮風館」が改築されたが、すでに工事が始まった段階で知らされた。残念ながら、利用した障害者からはいくつかの不具合が指摘された。いくらバリアフリー法や福祉のまちづくり条例に則っているといっても、それはあくまで最低条件をクリアしたに過ぎず、当事者の声に耳を傾けるシステムが機能しない限り、誰もが使いやすいものにならない。スポーツ施設や劇場などについても欧米を参考にし、車いすをはじめとする肢体障害者、視覚障害者、聴覚障害者、高齢者等が安心して観戦・観劇できるよう、付添人が当事者の隣に位置する座席を含め、最低2桁を超える座席数を確保するべきである。</p> <p>なお、国連の障害者の権利に関する委員会が、「日本の第1回政府報告に関する総括所見」で述べた勧告内容は以下のとおり。</p> <p>(参考) 「一般的意見第2号(2014年)施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)を想起しつつ、委員会は締約国に以下を勧告する。(a) 障害者団体と緊密に協議しつつ、全ての政府の段階における施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)を調和させるとともに、ユニバーサルデザインの基準を導入し、特に、建物、交通機関、情報及び通信及びその他公衆に開放又は提供される施設・サービス(大都市以外のものを含む)の利用の容易さ(アクセシビリティ)を確保するために、行動計画及び戦略を実施すること。(b) 建築家、設計者、技術者、プログラマーのためのユニバーサルデザイン及び施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)基準に関する継続的な能力構築計画を強化すること。」</p>	E		頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
214	89	その他	25 45 65 69 91～94		<p>また、駅の無人化は急速に全国に拡大する大きな問題である。現在、全国およそ9500駅のうち、ほぼ半数の駅に駅員がいらない。そこで、駅の無人化により移動の自由を制限され苦痛を受けたとして、車いすの利用者がJR九州を提訴した。その後、原告団には視覚障害者も加わった。</p> <p>車いすユーザーが中心の裁判の際には、JRを利用するときに事前に予約を必要とするのが差別になるという内容だった。視覚障害者が参加したことで、交通機関を安全に使えるのかどうか、視覚障害者にとって命を守るための裁判となり、争点がより広がった。これは駅無人化問題の本質ともいえる。裁判には3つの争点がある。一つ目は、障害のある人の移動する権利。駅を利用するときに誰かの介助を得なければならない人たちにとって、鉄道を安心して安全に使う権利は、憲法が保障する移動する権利に含まれるのかという憲法問題である。二つ目は、障害が重い者にとって鉄道等を利用することが、人間らしく生きるという人間本来の権利の一部だという問いかけ。すなわち「自己実現」が妨げられていないのかという問題である。三つ目は安全性。障害者が安全に鉄道を利用できる、これを保障する義務が公共交通機関である企業側にあるのではないかという問題だ。あらゆる差別問題は、「多数の人たちが少数の人たちに我慢を強いる」とことと無関係ではない。ホームドアの新設とともに、公共交通機関の整備の中に駅無人化問題を何らかの形で加えてほしい。</p> <p>なお、国連の障害者の権利に関する委員会が、「日本の第1回政府報告に関する総括所見」で述べた勧告内容は以下のとおり。</p> <p>(参考) 「一般的意見第2号(2014年)施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)を想起しつつ、委員会は締約国に以下を勧告する。(a) 障害者団体と緊密に協議しつつ、全ての政府の段階における施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)を調和させるとともに、ユニバーサルデザインの基準を導入し、特に、建物、交通機関、情報及び通信及びその他公衆に開放又は提供される施設・サービス(大都市以外のものを含む)の利用の容易さ(アクセシビリティ)を確保するために、行動計画及び戦略を実施すること。(b) 建築家、設計者、技術者、プログラマーのためのユニバーサルデザイン及び施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)基準に関する継続的な能力構築計画を強化すること。」</p>	C		鉄道整備要望の参考にさせていただきます。
215	90	その他	32 33 41 46 47 50 68 76 87～89		<p>本計画(案)を観る限り、「二次障害」の文字を発見したのは33ページの、「障害のある子どももいない子ども地域で共に暮らせる環境を整備するとともに、適応障害などの二次障害を防ぐために、早期に障害を発見し専門的療育を受けることや、親の早期理解を支えるための体制の充実が重要です。」というくだりのみである。</p> <p>二次障害とは、疾病や病態に直接起因する一次障害の発生時には存在せず、経過に引き続いて発現してくる障害のことを指す。脊髄損傷であれば褥瘡やじん臓機能障害、尿路感染症などが、脳性麻痺であれば頸椎症や嚥下障害などが、知的障害であれば過食による生活習慣病などがその主な例で、障害者にとって、二次障害は生活を送るうえで重大かつ喫緊の課題だ。私たちの団体は5年来、二次障害の調査・研究に要する施策の計画化を要望してきたが、財政状況が厳しいという理由で門前払いを受けているというのが率直な印象である。</p> <p>私たちは、これまでしばしば、「障害者は専門の医療機関を受診してください」と言われてきた。しかし私たちが望んでいるのは、例えば二次障害による痛みが出たときに、最寄りの診療所で安心して医療を受けたいということなのである。そのためには、医療機関による障害者の理解は欠かせない。そしてその近道こそが、医療機関等のネットワークの形成である。大きな予算を掛ける必要はなく、例えば医師会等の了解を得て、障害者の特徴をリーフレットであらかじめ医療機関のスタッフに知っておいてもらうだけでも効果は大きい。ちなみに大阪府では、基幹病院6か所と地域の診療所127か所の協力を得て、脊髄損傷の合併症、脳性麻痺の二次障害、脳性麻痺・筋疾患の消化器・呼吸器合併症等に対応できる「大阪府障がい者地域医療ネットワーク事業」を積極的に推進しているところだ。総合リハビリテーションセンターには、地域の中核的施設として開設以来蓄えてきた貴重な医療データや治療のノウハウがある。医師会等の協力のもと、それらを可能な限り地域医療機関にフィードバックし、大阪府に劣らない地域医療ネットワークを構築してほしい。そのためにも、二次障害の調査・研究に要する施策の計画化を図ることが不可欠であると考えている。</p>	C		<p>いただいた御意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、総合リハビリテーションセンター病院部門では、令和3年度の在り方検討委員会の意見を踏まえ、民間病院では対応が難しい神経難病や、就労・就学を目標とする若年者リハビリ、ボツヌリス療法など障害者の運動機能の改善などの政策的医療に取り組んでいます。</p> <p>この中で、二次障害については、センターが持つ専門性を生かし、引き続きボツヌリス療法やバクロフェン髄注療法などによる痙縮の緩和、脊髄損傷に伴い自己導尿している方の尿路感染などに対応してまいります。</p>

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
216	96	その他	11～12 30～31 35～36 39		障害者全体の実績データとなっていますが、各障害ごとのデータもぜひ掲載、公表すべきと思います。私は視覚障害の当事者ですが、障害者雇用管理サポーターを拝命しています。全体のデータはともかく、こと視覚障害者の雇用・就労状況は以前と比べても何ら改善されていないという実感があります。これまでと同じ取り組みでは、“置き去りにされている障害者”がそのまま、もしくは増加していく危機感もありますので、各障害ごと、特に厳しい状況にある視覚障害者などについてはきめ細やかな実態把握と現状の公表を切に希望します。	D	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	
217	98	その他	24～25 29～30 35 38 39		視覚障害者に関する記述としては、「読書環境の整備」しか具体的な記述がありませんが、現在、視覚障害者が抱える情報アクセシビリティにおける最大かつ早急な対策が必要な問題は、スマートホンの利活用への対応です。これは高齢者における問題としても、既に国の支援の下、各自治体でも行われ始めていますが、スマホのディスプレイが見えないばかりか、フラットで必要最低限のスイッチやボタンがなく、触覚を頼りに操作することが難しい視覚障害者への利活用指導の場を作っていたいただかないと、多くの視覚障害者は電話すらできない状態になっていきかねません。行政から発信される情報も、視覚障害者への情報保障はまだまだおざなりな上、紙媒体からネット(ホームページやSNS)へと急速に変化してきています。視覚障害者に対する情報保障はネットの利活用、特にスマホの利活用ができるかできないかにかかってきますので、県としても大きな問題として捉えて策を講じていただきたい。	C	取組を実施するにあたり、御意見を参考にさせていただきます。	
218	154	その他			障害のある生徒と障害のない生徒が高等学校で共に学ぶために、入学選抜制度の改善に取り組む	C	原案のままとさせていただきますが、頂いた御意見については、今後の参考にさせていただきます。	
219	160	その他	26		一昨年の9月に出された国連障害者権利委員会の93項目の勧告について(8)として一項目を設けたことは評価します。特に強い口調で指摘された、教育の問題つまり日本の特別支援教育は分離教育であり、インクルーシブ教育ではないということ。もうひとつ、精神障害者の強制入院・先進国の精神病床の37%が日本に集中しているというおかしさ。このことを真摯に受けとめ今後の県の施策にも生かしてほしいと切に思っています。	C	ご意見として承り、業務を実施するにあたり参考とさせていただきます。	
220	176	その他	33		今回の能登半島地震で明らかになったのは、高齢化が進んだ地域では一般の避難所でも様々な状態の被災者を受け入れざるを得なかったり、福祉避難所が機能しなかったりしたことが報告されています。このことから、一般避難所においても今後増々、福祉的対応や、用具の備蓄、バリアフリー化が求められていると思います。障害者は一律に福祉避難所へとも言えない現実が突きつけられました。	C	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	
221	185	その他			『キミのために行政はなにができるか』がわかることに全力を挙げてください！ (苦情などを伝える際、どこに連絡すれば良いのかが分かりづらいため、ワンストップ窓口の設置を希望するという趣旨)	E	御意見として受け止めさせていただきます。	
222	205	その他			当事者参加の施策が埼玉県障害者施策推進協議会をはじめ様々であるがもっと幅広く意見集約する施策をふやすこと。特に施策項目別のタウンミーティング等、参加の機会を増やすこと。	C	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	
223	214	その他	78		P78(1)インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進(全体へ意見) →現在、教員の業務過多による退職や休職が多数発生しており、特別支援学校では、慢性的な教員不足と児童生徒数増加で教室不足です。地域の小中学校(支援級も通常級も)でも、慢性的に教員不足です。市教委は、「ペーパーティーチャー募集」というメールを、保護者に配信して教員免許のある人を募集していますが、まず、なぜ教員不足になるのか考えてください。教員の労働環境・待遇が悪くて、退職者、休職者が増え、先生のなり手がいないのに、教員の労働環境や待遇を変えずに、「ペーパーティーチャー募集」をしても、同じことの繰り返しです。これは、国の将来に関わることで、至急、国にも伝え改善していただきたい。現在の教員や支援員の人数・体制で、インクルーシブ教育をすると教員の負担が増えて破綻するのは目に見えています。形だけのインクルーシブ教育をして、国連の権利条約の勧告に対応したするのはやめていただきたい。インクルーシブ教育には、多くの人員を要します。教員、支援員を増員し、体制を整えた上でのインクルーシブ教育を望みます。	E	頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
224	224	その他			<p>◆意見2 【「いずれか」のところ】 計画に、高次脳機能障害支援拠点機関数を指標として記し、高次脳機能障害支援 拠点機関を、どのように増やしていくのか記して下さい。</p> <p>◆理由2 障害者基本計画(第5次)には「都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数」が指標として記されています。</p> <p>また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年3月31日)の「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」には「高次脳機能障害支援拠点機関数」が記されています。</p> <p>地域精神保健福祉資源分析データベース(ReMHRAD)で確認してみると、第7次医療計画中間見直し後のデータで、埼玉県の高次脳機能障害支援拠点機関数は1ヶ所。10万人あたりの高次脳機能障害支援拠点機関数で、都道府県の順位が付けられていて、埼玉県の順位は45位となっています。</p>	D	<p>県総合リハビリテーションセンターを高次脳機能障害の支援拠点として、地域における相談支援機関である霞が関南病院、春日部厚生病院と連携して高次脳機能障害支援を行っております。</p> <p>また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の枠組みを活用し、市町村や地域の各病院と協力することで高次脳機能障害者の支援を行ってまいります。</p>	
225	225	その他			<p>◆意見3 【「いずれか」のところ】 国の新規事業「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業」を、埼玉県としてどのように活用していくのか、計画に記して下さい。</p> <p>◆理由3 昨年3月10日の国の障害保健福祉関係主幹課長会議の資料には、以下のようなことが記されています。</p> <p>(3)高次脳機能障害対策について 高次脳機能障害の患者に対する支援については、平成25年度より都道府県地域生活支援事業の必須事業として「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を実施し、各都道府県に設置された「高次脳機能障害支援拠点機関」を中心に、支援コーディネーターの配置等の相談支援、普及啓発、高次脳機能障害の支援手法等の研修事業など、支援体制づくりのための取組を行っている。</p> <p>一方で、患者・家族の会や有識者から、医療機関等における疾病の認知が十分とは言えず、診断、治療につながらなかつたり、診断が見逃されたりするケースがあることや、具体的な支援・サービスを行う機関(医療、リハビリ、福祉、就労支援)の不足や周知不足等より、適切な支援につな がっていないと指摘されている。また、高次脳機能障害に対する支援は、医療に関するもののほか、自立訓練や就労支援などの障害福祉サービスなど幅広い施策についての知識が必要となることから、現場の支援者によっては、必ずしも個々の患者を必要とする支援に繋ぐことができている場 合があると承知している。</p> <p>上記の現状を踏まえ、高次脳機能障害の当事者やその家族等の支援に資する関係機関の確保・明確化と地域支援ネットワークの構築により支援体制の充実を図るため、令和5年度の新規事業として「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業(地域生活支援 促進事業)」を開始するので、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただきたい。</p>	C	<p>国の新規事業を活用する予定はございません。</p> <p>なお、国の「地域支援ネットワーク構築促進事業」における支援拠点に相当するものとして県高次脳機能障害者支援センターを、また、ネットワークに相当するものとして「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」のネットワークを活用していく予定です。</p>	

整理番号	通し番号	該当章	頁	施策番号	意見・提案(原文)	対応区分	対応区分A～Eの考え方	意見を反映する場合の修正案
226	226	その他			<p>◆意見4</p> <p>【「いずれか」のところ】</p> <p>高次脳機能障害者支援機能の地域展開事業を受託している2つの医療機関において、この地域展開事業と「施策番号46」、「施策番号:306」に記載されている「地域リハビリテーション活動支援事業」関連の施策を連携させて、川越市、春日部市を中心とした地域で、高次脳機能障害へのリハビリテーションサービスが適切に提供されるよう、支援体制を整備していくことを計画に記して下さい。</p> <p>46 障害者や高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供されるよう、総合リハビリテーションセンターや医療機関を中心とする支援体制を整備し、地域リハビリテーションの効果的な推進を図ります。</p> <p>306 市町村などが行う地域リハビリテーション活動を支援します。</p> <p>◆理由4 例えば、いわき市の地域リハビリテーション活動支援事業では、「個別指導」の折、作業療法士が以下の役割を担うことが記されています。</p> <p>(1) 認知症や高次脳機能障害の方への関わり方について (2) 認知症や高次脳機能障害の方に対するプログラムへのアドバイス <a href="https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1685939294896/index.html">https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1685939294896/index.html</a> 地域リハビリテーション活動支援事業</p>	C	引続き関係機関等と連携して取組んでまいります。	